# 令和5年度 社会福祉法人摂津宥和会 事業計画

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について、令和2年1月16日に国内で初めて 感染者が確認されてから3年が過ぎ、大きな転換期を迎えています。

感染症対策としてのマスクの着用について、これまでは屋内では原則着用を推奨するとされてきましたが、令和5年3月13日以降は行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の判断に委ねることを基本とするとされました。また、これまで新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は感染症法の「新型インフルエンザ等感染症」に位置付けられ、国や自治体が実施できる措置については「2類相当」とされてきましたが、令和5年5月8日より、季節性インフルエンザ等と同じ「5類感染症」へ移行されます。

当法人においては、令和5年3月13日以降5月7日までの間、職員については、通勤中および勤務時間中は、これまで通りマスクの着用を求めるものとし、これまで各施設内で継続して実施してきた感染防止対策については、引き続き行います。また、利用者や来館者のマスク着用については、個人の判断に委ねることを基本としますが、施設の判断において、必要な場合はマスクの着用を求めていきます。さらに、学校におけるマスク着用の考え方の見直しが、令和5年4月1日から適用されることに伴い、児童発達支援センターおよび第1児童センターにおいては、4月1日以降は学校に準じた対応を行います。

5月8日からの「5類感染症」への移行時においては、厚生労働省、大阪府、摂津市などの関係省庁の発表等に基づき、適切な対応を行っていきます。

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来に伴う現役世代(生産年齢人口)の減少のため、 今後、福祉人材の確保がより困難になっていくことが予想されます。昨年度から引き続き、 人材の確保・育成・定着に向けた取り組みについて、一層の充実を図っていきます。

また、人材育成への取り組みについては、令和4年10月より、次代を担う職員の人材育成とサービスの質の向上を目的として、新たに法人事務局と各施設の中堅職員で構成する「サービス管理責任者等会議」を設置し、参加者全員で法人内各施設のサービス内容等についての情報を共有してきました。今年度については、共有した情報をもとに法人全体としての経営や人材育成について議論し、具体的な方策について検討していきます。

1	法人事務局	• • • • • •
2	地域生活支援センター	
I	障害者支援施設「摂津市立みきの路」	•••••1 0
П	[ 共同生活援助(グループホーム)	•••••23
II	I 共同生活援助(短期入所)	•••••28
3	摂津市立児童発達支援センター	
	I 児童発達支援センター「つくし園」	•••• 3 1
	Ⅱ 障害児通所支援施設 「めばえ園」	••••3 9
4	多機能型事業所「摂津市立ひびきはばたき園」	• • • • • 4 4
5	摂津市立身体障害者・老人福祉センター	• • • • • 5 8
6	摂津市障害者職業能力開発センター「せっつくすのき」	••••63
7	摂津市立第1児童センター	•••• 7 0
8	摂津市障害者総合支援センター	
	I 摂津市障害者総合相談支援センター「ウイング」	• • • • • 7 6
	Ⅱ 茨木・摂津障害者就業・生活支援センター	• • • • • 8 3

# 1 法人事務局

## 1 運営方針

#### (1) 法人理念

障がいのある人もない人も、高齢者も子どもも、住み慣れた地域で共に支えあい生活し、 一人ひとりが心に描く幸せを大切にし、安心で適切な福祉サービスの提供と社会づくり をめざします。

## (2) 法人経営方針

- ・誰もが幸せを実感できるよう、一人ひとりの個性とニーズに応じた質の高いサービス を提供します。
- ・福祉に対する関心を地域全体で高められるよう、地域に貢献し、地域から支えられる 施設づくりを行います。
- ・各種事業で培われた福祉サービスについての知識や技術や情報をもとに、研さんを 重ねることにより、さらなる福祉の向上に努めます。
- ・全職員が経営参画意識をもち、効率的な法人経営に努め、経営基盤の強化を図ります。

## 2 令和5年度重点目標

- (1) 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への対応
- ① 感染症法上の位置付け変更に伴う対応

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について、これまでは感染症法の「新型インフルエンザ等感染症」に位置付けられ、国や自治体が実施できる措置については「2類相当」とされてきましたが、令和5年5月8日より、季節性インフルエンザ等と同じ「5類感染症」へ移行されます。「5類感染症」へ移行されると、これまでのような行動制限や外出自粛要請がなくなるとされています。

今後の厚生労働省、大阪府、摂津市などの関係省庁の発表等について、速やかに情報 収集を行い、それに基づき適切な対応を行っていきます。また、必要に応じて、職員へ の周知や注意喚起等を行います。

#### ② マスク着用の見直し

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対策におけるマスクの着用について、これまでは屋内では原則着用を推奨するとされてきましたが、令和5年3月13日以降、マスク着用については行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の判断に委ねることを基本とするとされました。当法人においては、3月13日以降5月7日までの間は、それまでの対応を継続して行います。ただし、第1児童センターおよび児童発達支援センターにおいては、4月1日以降は学校に準じた対応を行います。

## ③ 特別休暇の見直し

令和2年度より、職員本人が陽性者となった場合の療養期間などについて、特別休暇として取り扱ってきましたが、感染症法上の位置付けが「5類」に移行することに伴い、必要に応じて特別休暇の取り扱いについての見直しを行います。

## (2) サービス管理責任者等会議の設置

令和4年10月より、次代を担う職員の人材育成とサービスの質の向上を目的として、新たに法人事務局と各施設の中堅職員で構成する「サービス管理責任者等会議」を設置し、月1回の会議を通じて、参加者全員で法人内各施設のサービス内容等についての情報を共有してきました。今年度については、引き続き情報共有を行うとともに、共有した情報をもとに法人全体としての経営や人材育成について議論し、具体的な方策について検討していきます。

## (3) 新たな人事考課制度の創設

職員の人材育成およびコミュニケーションの活発化を目的として、令和 4 年度中より これまでの人事考課制度を改正することについての検討を重ねてきました。新たに「人事 考課規程」を制定し、それに基づく新たな人事考課制度を創設しました。今年度より、 新たな人事考課制度を運用していきます。

# (4) ICT (情報通信技術) の活用による業務の効率化

限られた人材や資金の中で効率的・効果的にサービスを提供していくため、ICT (情報通信技術)を活用し、業務の効率化を進めていきます。また、それを「人材の確保・育成・定着」にもつなげていきます。

## 3 事業内容

## (1)令和5年度年間予定

月	主な内容	定例実施
4	辞令交付(新規採用、昇格、人事異動職員)	
5	監事監査、理事会	・施設連絡会
6	定時評議員会、理事会	(毎月2回実施)
7		・全体研修 (随時実施)
8		・管理監督職員研修
9	次年度予算要求	

10	法人運動会	(随時実施)
11	事業発表会	・若手職員向け研修
12		(随時実施)
1		・会計担当者勉強会
2		(年1回実施)
3	理事会	

## (2) 理事会の開催

法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督等、理事長と業務執行理事の選定の ため、5月、6月、3月に理事会を開催します。また、その他必要に応じて臨時理事会を 開催します。

### (3) 評議員会の開催

計算書類及び財産目録の承認、理事及び監事の選任のため、6月に定時評議員会を開催 します。また、必要に応じて、臨時評議員会を開催します。

## (4) 監事監査の実施

理事の職務の執行、法人の業務及び財産の状況の監査のため、5月に監事監査を実施 します。

#### (5) 施設連絡会の開催

各事業所間の連携強化のため、法人事務局と各施設長で構成する施設連絡会を月2回 開催します。また、その他必要に応じて臨時の施設連絡会を開催します。

### 4 人材確保・育成・定着に向けた取り組み

## (1) 人材確保の取り組み

## ① 2024 年卒採用

- ・「マイナビ 2024」へ新卒求人情報を掲載し、サイトを通じて、学生からのエントリー や採用説明会の申込の受付をします。
- ・採用説明会や施設見学について、「対面」と「オンライン」の両方で開催し、参加 する学生がどちらかを選択して参加できるように配慮します。

## ② 2025 年卒採用

- ・「マイナビ 2025」へインターンシップ及び新卒求人情報を掲載し、サイトを通じて学生からのエントリーや、インターンシップ及び採用説明会の申込の受付をします。
- ・採用説明会や施設見学について、「対面」と「オンライン」の両方で開催し、参加

する学生がどちらかを選択して参加できるように配慮します。

・学生と対面でコミュニケーションを取る場として、令和5年11月と令和6年3月の2回、(株)マイナビが主催する合同説明会に出展します。

#### ③ インターンシップの実施

これまでの新卒採用活動において、学生と初めて接触する機会が大学3年次の3月から実施される合同説明会や採用説明会のため、そこで優秀な学生と接触できたとしても、すでにその前年のインターンシップ時期から接触している他法人に比べて不利でした。2025年卒採用からは、インターンシップを企画・実施し、優秀な学生と早い時期から接触していくことで、内定受諾につなげていきます。また、インターンシップを通じて、採用試験のみでは見極めることができない、優秀な学生の発掘につなげていくとともに、入職前の早い時期から働くイメージを描いてもらうことで、入職後のミスマッチをなくし、人材定着につなげていきます。

## ④ SNS を活用した情報発信

Facebook や Instagram などの SNS を活用し、学生向けに法人の魅力を発信していく ことで、人材確保につなげていきます。

## ⑤ 中途職員採用

必要に応じて、中途職員採用を実施していきます。

## (2) 人材育成の取り組み

- ① 新規採用職員への研修
  - ・新規採用職員に対して、採用時研修を実施します。また、それぞれの配属先において 指導担当職員を選任し、入職後3か月間「新規採用職員日誌」を用いた OJT を実施 します。
  - ・入職3か月後と6か月後に配属施設でのフォローアップ面談を実施します。
  - ・入職3か月後と3年後に、理事長との懇話会を実施します。

#### ② 研修体制の充実

- ・ハラスメント研修、人権・権利擁護研修など、全職員を対象とした研修を企画・実施 していきます。
- ・人材育成策検討委員会において、若手職員向け研修を企画・実施していきます。
- ・人材育成担当統括者のもと、階層別研修の体系を整備していきます。

## ③ 摂津市が行う職員研修への参加

令和5年3月より、摂津市が行う職員研修に外郭団体の職員も参加できることに

なりました。必要に応じて受講していきます。

## ④ 法人事務局職員への研修

法人事務局職員としての専門性向上のため、必要に応じて会計研修等の外部研修 を受講します。

## (3) 人材定着の取り組み

- ① 働きやすい職場づくりへの取り組み
  - ・働きやすい職場づくりを目指し、施設長が職員一人ひとりと向き合い、職場環境の 整備に取り組むことで、人材確保や人材定着につなげていきます。
  - ・人事考課実施の際、所属長による職員の個別面談を、年2回実施します。面談を通じて、仕事のことはもちろん、仕事以外の情報を共有していくことで、信頼関係を 深めていくことで、魅力ある職場づくりにつなげていきます。

## ② 働き方改革への取り組み

- ・年次有給休暇が10日以上付与される全ての職員に対し、年5日、時季を指定して 年次有給休暇を取得させます。
- ・全ての職員に対して、労働時間を客観的に把握できるよう努めます。また、ICTを 活用した業務の効率化に取り組んでいきます。
- ・契約職員、嘱託職員の労働条件の改善について、今後も検討を重ねていきます。

## ③ ハラスメント防止措置

- ・全職員を対象としたハラスメント研修を実施します。
- ・法人全体で8名のハラスメント相談員を配置しています。
- ・職員からハラスメントに関する相談があった場合は、「相談対応マニュアル」に 基づき対応します。また、必要に応じて「ハラスメント防止委員会」を開催し、 公正な処理を行っていきます。
- ④「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の推進 業務全体の効率化や質の改善に取り組むことで、「ワーク・ライフ・バランス」の 推進に取り組んでいきます。

## 5 積極的な情報発信

- (1) ホームページでの情報公開
  - ① 社会福祉法第 59 条の 2 の規定に基づき、定款、役員等名簿、役員等報酬規程、事業計画書、事業報告書、計算書類、財産目録、現況報告書、監事監査報告書をホームペ

- ージ上で公開します。
- ② ホームページを頻繁に更新し、積極的に情報を発信していきます。

## (2) 財務諸表等電子開示システム

社会福祉法第59条の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構が運営する「社会福祉 法人の財務諸表等電子開示システム」を通じて、計算書類等および財産目録等を公開しま す。

## (3) 障害福祉サービス等情報公開システム

平成30年4月より施行された「障害福祉サービス情報公開制度」に基づき、独立行政 法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公開システム」を通じて、当法人 の運営する障害福祉サービスの内容について公開します。

## 6 地域における公益的な取り組み

社会福祉法第24条第2項の規定により、地域における公益的な取り組みの実施は、 社会福祉法人の責務として位置付けられています。当法人では、地域から支えられる施設 づくりを目指して、様々な公共的、公益的な取り組みを実施していきます。

## (1) 社会貢献事業

大阪府社会福祉協議会社会貢献事業である「大阪しあわせネットワーク」に参画し、コミュニティソーシャルワーカーを配置して、地域で課題を抱える方への支援も行います。

## (2) こども食堂の実施

令和元年度より、月1回、別府コミュニティセンターで、「こども食堂」を実施しています。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で一度も実施することができていません。今年度については、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、再開の時期や方法について検討していきます。

## (3) 災害時の福祉避難所

「摂津市立みきの路」及び「摂津市立ふれあいの里」においては、摂津市と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しています。災害時には、地域の高齢の方や障がいのある方々などを地域から受け入れ、安心安全に過ごせる避難所を運営できるよう、災害用の備品や備蓄食の購入などを行います。

## (4) 地域清掃活動

「摂津市立ふれあいの里」において、職員が定期的に、周辺の清掃、ゴミ拾いなどを しており、今年度も継続して実施していきます。

# (5) 地域行事への積極的な参加

令和 2 年度以降、コロナ禍のもとで地域行事は中止されていましたが、昨年度より徐々に再開されてきています。今年度については、新型コロナウイルス感染状況を踏まえながら、可能な限り地域の主催する行事に積極的に参加していきます。

## 7 法人内委員会・会議の設置

## (1) 虐待防止·身体拘束等適正化委員会

障害者虐待防止および身体拘束等適正化の更なる推進のため、昨年度より、「虐待防止委員会」と「身体拘束等適正化委員会」を一体的に「虐待防止・身体拘束等適正化委員会」として設置・運営しています。今年度は、年2回開催していきます。

# (2) サービス管理責任者等会議

次代を担う職員の人材育成とサービスの質の向上を目的として、昨年度より設置しています。今年度についても、法人事務局と各施設の中堅職員で構成し、月1回開催していきます。

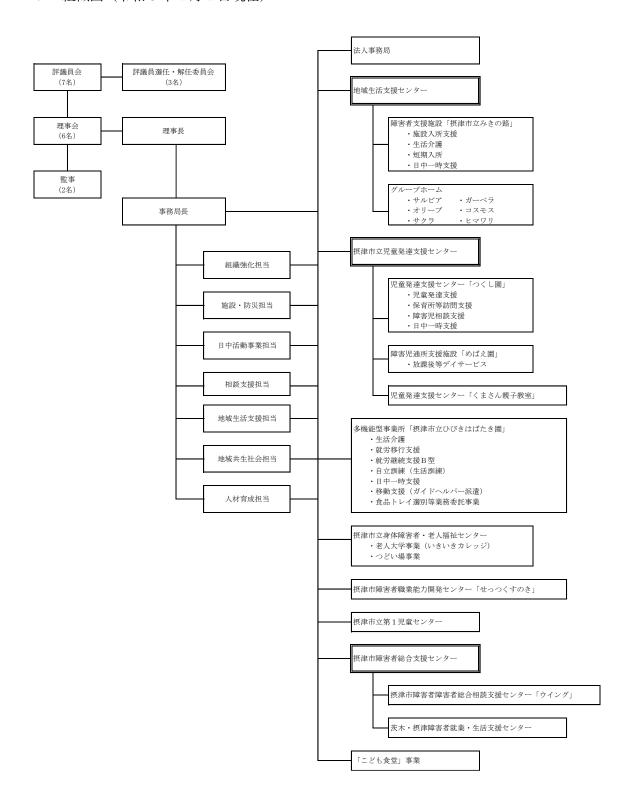
## (3) 法人運動会実行委員会

法人運動会の企画・運営のため、法人事務局と各施設の実行委員で構成し、随時開催 していきます。

## 8 事業発表会

各施設における日頃の取り組みについて、法人全体で共有し、他施設の職員との交流を深めるため、また、自施設の取り組み内容について改めて理解を深めるための研修の一環として、昨年度より開催しています。今年度も引き続き開催していきます。

# 9 組織図(令和5年4月1日現在)



# 10 施設概要(令和5年4月1日現在)

			職員配置				
	施設区分	施設定員	正職員 (再雇用含む)	契約職員	嘱託職員	嘱託医	合 計
法人事務局			4				4
地	域生活支援センター						
	障害者支援施設「摂津市立みきの路」						
	施設入所支援	30	25	11	11	1	48
	生活介護	40	23	11		1	10
	短期入所・日中一時支援	5	1				
	グループホーム「サルビア」	10					
	グループホーム「ガーベラ」	5	]				
	グループホーム「オリーブ」	4	]				
	グループホーム「コスモス」	4	6	2	34		42
	グループホーム「サクラ」	6	]				
	グループホーム「ヒマワリ」	10	]				
	短期入所「ヒマワリ」	5	1				
摂津市立児童発達支援センター							
	児童発達支援センター「つくし園」	30	16	4		2	22
	障害児通所支援施設「めばえ園」	10	2	1	2	1	6
	くまさん親子教室		3				3
多機能型事業所 「摂津市立ひびきはばたき園」 生活介護		32					
	就労移行支援	6	17	8	6	3	34
	就労継続支援B型	16					
	自立訓練	6	1				
摂津市立 身体障害者・老人福祉センター			3	2			5
摂津市障害者職業能力開発センター		20	6	3	1		10
摂津市立第1児童センター			3	2			5
摂	津市障害者総合支援センター						0
	摂津市障害者総合相談支援センター 「ウイング」		7				7
	茨木・摂津障害者就業・生活支援 センター		4	3			7
	合 計		96	36	54	7	193

# 2 地域生活支援センター

## I 障害者支援施設 「摂津市立みきの路 |

## 1 運営方針

利用者の個人としての尊厳の保持を主とし、利用者が心身ともに健康で生きがいのある生活を送る中で、それぞれの年齢、障がい特性、健康状態に応じ、また可能な限りニーズを尊重して、自立と社会参加が出来るように支援します。なお、支援に当たっては、利用者の安心と安全を最優先します。

「ひとりひとりの素敵な笑顔と、いきいきと暮らす楽しい生活を大切にします」をスローガンに、利用者の望む生活の実現に向けて、意思決定を重視した支援、障がい特性に応じた支援ができるよう、積極的に研修を受講し職員の専門性の向上に努めます。

## (1) 新型コロナウイルス感染症対策

- ① 「利用者を守る」「職員を守る」「みきの路を守る」をスローガンに、「最悪を想定し 最善を尽くす」ため日々の健康管理、情報収集、感染予防と、感染拡大防止(ゾー ニングなど)の徹底、クラスター発生時の対応マニュアル見直し、衛生備品の確保 に努め感染症に関する研修の受講を継続して行ないます。
- ② 新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類になる事を見越し、世間の動きに注視しながら作成した地域生活支援センター独自のロードマップの見直しを図ります。利用者ニーズに最大限応えるために、自粛をお願いしている入所者の面会・帰宅・外出及び短期入所・日中一時支援の再開のための対策を検討します。

## (2) 虐待防止責任者・虐待防止マネジャーの配置

令和4年度に「虐待防止・身体拘束等適正化委員会」を法人で立ち上げ、施設入 所支援及び、生活介護(通所)、およびグループホームにそれぞれ虐待防止責任者と 虐待防止マネジャーを配置しました。引き続き、職員ひとりひとりの人権意識の向 上と、身近な虐待を見逃さない組織作りに努めます。

## (3) 利用者の高齢化、重度化に伴う支援と環境整備を継続

経年劣化に伴う建物などの修繕を行い、住みやすい環境を整えると共に、安心、 安全で楽しい生活が継続できるよう、利用者の障がい特性や身体機能の変化に対応 しながら設備を整えます。特に、コロナ禍で外出や運動機会が著しく減少した事に 起因し、下肢機能に低下が見られる利用者が増え、階段歩行に不安を抱える利用者 が増えました。有事の際に円滑に避難が出来るように階段移動避難器具を導入しま す。

## (4) 地域生活支援拠点等事業

短期入所事業を利用し、緊急時の受け入れ態勢を整え、摂津市障害福祉課、相談 支援事業所、地域生活支援拠点等事業に登録されている事業所と連携し、地域で 生活されている障がいのある方の安全で安心できる生活の確保に努めます。

生活介護(通所)も体験利用の機会・場所を提供する事業所として登録しており、 福祉サービスの円滑な利用に向けた対応を行ないます。

摂津市障害者地域自立支援協議会相談支援部会、地域移行部会、その他各種ワーキングに参加し、地域の実情や課題、ニーズ把握を行ない、当施設が担うべき役割や社会資源に不足するニーズを少しでも改善できるような取り組みを行ないます。

## (5) サービスの質の向上

- ① 新型コロナウイルス感染症予防の観点から、日々の生活や行事の内容を見直し、オンラインを活用するなど新たな方法を模索しながら実施してきました。引き続き、利用者の笑顔を引き出し、家族や支援者に安心していただけるサービスを提供していきます。
- ② 利用者の障がい特性や高齢化に伴う身体機能の低下が懸念されるため、残存能力を維持・向上できるよう、理学療法士によるリハビリの継続と、体を動かすことを意識した活動に取り組みます。
- ③ 引き続き、生活介護(通所)の利用者数の減少に伴い、利用ニーズの高い土曜日や祝祭日の開所を検討していきます。ひびきはばたき園と連携し、利用申し込みがあった際には、利用者の特性を考慮して、お互いの施設で円滑に受け入れ出来るように協力体制を構築します。新型コロナウイルスの分類が変更になる事を想定し、コロナ禍で中止している入所と通所の合同活動を再開出来るように検討します。その中で、通所利用者の入浴サービスも入所と合同で行なえるように検討し、サービスの向上に努めます。
- ④ 施設入所支援の役割である地域移行に向けて、みきの路とグループホームに担当者を配置し、グループホームでの生活を具体的に把握しながら、利用者の望む生活のために、利用者一人ひとりに合った支援を提供します。地域移行のニーズがあれば、グループホームと連携して体験利用など、グループホームの支援を円滑に体験して頂けるように配慮します。
- ⑤ 利用者の健康管理の観点から、入所の利用者に対し、尿検査によるがんリスク検査、 血液検査によるピロリ菌抗原検査を実施し、通常の健康診断では発見しにくいがん 及びそのリスクの早期発見、早期治療に努めます。通所の利用者にも年に1度の健 康診断に加えて、希望する利用者にはインフルエンザ予防接種と新型コロナ予防接 種の機会を提供します。
- ⑥ 日常の生活、活動を通して利用者がいろいろな経験を重ねながら、意思決定ができるように支援します。
  - 利用者の望む、利用者中心の生活(活動)の実現に向け、各種行事の会議、給食会議には利用者にも参加して頂き、利用者ニーズを反映しやすい環境を整えます。
- ⑦ご家族の思いを直接聞く場、意見交換ができる場を設定し、施設全体のより良いサービス提供につなげます。

## (6) ホームページで情報を発信

日々の活動や行事等を積極的にブログに掲載して情報発信していくことで、開かれた施設、共生社会を実現できる施設を目指します。また、社会福祉の啓発とともに、実習生・見学者の受け入れ・ボランティア募集や求人活動にも活用していきます。

#### (7) 防災・防犯の整備

摂津市との協定のもと、福祉避難所としての役割を果たすため、備蓄食料、災害 時対応用品、その他日用品等の整備に取り組みます。

避難訓練は通常の避難訓練に加え、夜間想定訓練や通報訓練、消火訓練を実施します。摂津市消防本部から講師を招いて救急救命講習を開催し、心肺蘇生法や AED の使用方法を反復して学ぶ事で、緊急時に迅速かつ適切に対応出来るようにします。

防犯訓練も摂津警察署の協力を得て、不審者侵入を想定した訓練を行ないます。 防災、防犯マニュアルは適宜見直しを行ない、現状に即したものに改定していき ます。

## (8) 大規模修繕計画

第二期大規模修繕計画を摂津市と協議しながら5か年計画で取り組みます。 今年度はキュービクル更新工事、自動ドアの更新工事など、利用・耐久年限を 迎える機械物の更新工事、入所フロアのクロスや壁の補強工事、1階ユニバーサル ベッドの改修工事の実施を予定しております。

また、事故などの検証や夜勤帯など人員が少なくなる時間帯の死角を減らすために、館内カメラの増設工事を実施します。

## 2 事業内容

### (1) 施設入所支援

利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活支援を行います。

施設入所支援サービスは平日・土曜日の 17:00~翌 9:00 及び生活介護サービス休業日に提供します。

- ・食事に関する支援 ・入浴サービス(一般浴・機械浴):月曜、水曜、金曜、日曜
- ・夜間、起床に関する支援・・服薬に関する支援・・更衣に関する支援
- ・余暇活動に関する支援
- ・健康管理(検温、血圧測定、服薬管理、年1回がんリスク検査の実施、年2回健康診断実施等、インフルエンザ予防接種、新型コロナウイルス感染症対策など)

嘱託医・協力医の来診の他、突発的な体調不良や怪我・定期的な受診が必要な利用者 に対して通院支援や往診対応を行います。

## (2) 生活介護

日曜日以外の9:00~17:00に生活介護サービスを提供します。

#### ① 個別支援計画

利用者個々のニーズや課題、心身の状態を把握し、家族のニーズも踏まえて個別 支援計画を作成し、利用者や家族の同意を得ます。利用者一人ひとりに合った支援 を実施するとともに、随時支援の見直しを行います。家族との連絡は、毎日連絡ノ ートや、必要に応じて電話にて行います。

#### ② グループ活動

火・木曜日の午後の活動時間に障がい特性、ニーズ等を考慮して5グループ(ア) ~(オ)を編成して活動を行います。

## (ア) リラックスをメインとするグループ

利用者の障がいの状況、興味等を考慮し、散歩・外気浴・音楽鑑賞・運動・ストレッチ・感覚刺激等、理学療法士の関わりの中、より個別性の高いプログラムを提供します。また、「スヌーズレン」という重度知的障がい者向けの感覚刺激空間を用いての最適なリラクゼーション活動を行います。

(イ) 行動面に強いこだわりがあるグループ パズル・プットイン等個々の障がい特性に配慮した課題や、散歩等体を動か

## (ウ) 創作活動をメインとするグループ

す活動を提供します。

壁面飾り製作・絵画・粘土等クラフトを基本として、紙漉き作業等の創作活動・散歩や買い物等の外出・運動等の活動を提供します。

(エ) 運動をメインとするグループ

フライングディスクや軽スポーツ、ダンスや体操等、体を動かすプログラムを中心とした活動を提供します。

(オ) 作業をメインとするグループ

軽作業・清掃活動・園芸作業等を中心にして、散歩や運動・買い物等日常生活全般を活動として取り入れていきます。

## ③ 全体活動

活動内容やニーズ等を考慮してグループの合同活動も取り入れ、全体活動として行事に取り組みます。納涼会やクリスマス会等季節の行事等も全体行事として 実施します。

## ④ 日帰り外出(小グループ外出)

利用者の障がい特性等に応じて、個別の支援を行います。日帰り外出として、年間を通じて3~5名のグループに分かれ、利用者の希望を聞きながら行き先を決めて外出します。外出先では、社会のルールやマナーを伝えるとともに、いろいろな経験を重ねながら、楽しみの幅を広げるよう支援します。

コロナ禍で外出が難しい場合は、観光地を映像で巡り、ご当地食材を食し、名産 品などを折り紙などで作成する取り組み、バーチャルツアーを企画します。

- ⑤ おやつ作り (グループごとに) 毎月1度グループ活動の中で、栄養士と一緒におやつ作りを行います。
- ⑥ 音楽療法(グループごとに) グループ活動内で音楽療法士による音楽活動(療法)を行い、心身ともにリラックスして楽しさを表現して積極性や協調性を引き出します。

## ⑦ 家族参加活動

家族に、日頃の活動の様子を知っていただくことを目的とし、年間を通して見学の受け入れを行います。また、家族にも活動に参加できる機会を設け、施設全体の行事以外に、利用者と一緒にレクリエーション等の活動に参加できる機会を設けます。

⑧ 土曜日生活介護(施設入所支援) 土曜日はドライブ・外出・外食・買い物・ゲーム・運動等、利用者のニーズに合わせた活動を行います。

## ⑨ 健康管理(生活介護)

来所後、全利用者に対して、検温、血圧測定を行い、健康状態の把握に努めると共に、月に1度、体重測定を実施します。また、必要に応じて、看護師に相談します。病院に行くことが困難な方を対象に、年に1度、協力医による有償での健康診断、インフルエンザの予防接種を実施します。

⑩ 歯磨き・ブラッシング指導

協力医療機関であるビーバー小児歯科の医師が、施設入所者に対して、週に1度口腔内の状態を確認し、ブラッシングの指導や治療を行います。また、通所部は、同医師による2ヶ月に1度の口腔内の確認と、ブラッシング指導を受け、治療が必要な方に対しては、家族に医師からの説明内容を伝え、早期発見、治療に努めながら口腔内の健康に努めます。

① 入浴サービス(生活介護)

入浴サービスを、希望者に対して基本週1回提供します。心身の状態に応じ、一般浴と機械浴(リフト浴)のどちらかが利用できます。

② 送迎サービス(生活介護)

通所時に、送迎車の利用を希望される方には、ドアツードアを基本とし、ご自宅までの往復に対してリフト付き車3台で送迎サービスを提供します。引き続き、ひびきはばたき園と連携しながら、合同送迎体制を実施します。

③ 短期入所・日中一時支援事業との連携(生活介護)

生活介護を利用されている方で、当法人の短期入所事業や日中一時支援事業を利用されている方には、出来るだけ普段の生活リズムを崩さず、安心して楽しく生活できるよう、短期入所(日中一時)担当者と情報を共有し、連携を図りながらサービスを提供します。

⑭ 支援学校の体験実習の受け入れ

支援学校の進路説明会や施設説明会に積極的に参加しながら、体験実習の受け

入れに向けて取り組みます。卒業後の進路として、当施設の生活介護を希望される 方に対しては、卒業後の受け入れ体制が可能な場合、担当教員や進路指導担当者と 話し合いを行い、利用に向けての体験実習を積極的に受け入れ、安心して利用して いただけるようにします。

ひびきはばたき園と連携し、利用申し込みがあった際には、利用者の特性を考慮して、お互いの施設で円滑に受け入れ出来るように協力体制を構築します。

## ⑤ 給食サービス(施設入所支援・生活介護)

食事は、朝食7:00~ 昼食12:00~ 夕食18:00~ 提供します。

栄養士が、年に1度嗜好調査を実施し、利用者の健康状態や運動量等を把握し、 メニューを考えます。また、月に1度の選択メニューや、地方の駅弁メニュー、行 事に合ったメニュー等を考えます。利用者一人ひとりにあった食事形態(とろみ食、 ミキサー食等)で提供します。

給食運営会議には利用者にも参加して頂き、利用者ニーズを反映しやすい環境を整えます。

#### 16 理学療法

施設入所支援及び通所利用者に対し、理学療法士によるリハビリを行います。また、理学療法士の指導を受け、支援員も日々の活動や生活の中でできるリハビリや 運動を行います。

#### (3)短期入所(児童・成人)

原則として利用当日の施設入所支援利用者と同じプログラムを提供します。児童の利用者については、必要に応じて個別なプログラムを提供します。

また、平日については、利用者のニーズに応じて、他の事業所が提供する日中活動の 事業所を利用することもできます。利用ニーズや障がい特性を考慮して、ショートステ イヒマワリとの連携を図り、円滑に利用して頂けるように努めます。

# (4) 日中一時支援(児童・成人)

原則として日曜・祝日以外の9:00から17:00は、生活介護利用者と同じプログラムを提供します。

それ以外の時間帯は、施設入所支援利用者と同じプログラムを提供します。

## 3 各種会議(施設入所支援・生活介護)

職員間の情報の共有や利用者への支援内容等について協議するため、定期的に会議を 開催します。

- ·全体会議(月1回)
- ・グループ活動リーダー会議 (随時)
- ・入所部フロア会議(月1回)
- ・通所部フロア会議(月1回)
- ・ケース会議 (随時)
- ・活動班別会議(6ヵ月1回)

- ・行事実行委員会(随時)
- ・給食運営会議(3ヵ月1回)
- ・リスクマネジメント会議(随時) ・サービス管理責任者会議(月2回)
- ・リーダー会議(月2回)

利用者ニーズを反映させやすくする為に、活動班別会議、行事実行員会、給食運営会 議には、利用者にも参加して頂きます。

## 4 災害事故防止対策(施設入所支援・生活介護)

非常災害に備えるため、防災、避難等に関する「災害マニュアル」に基づき、年2回以 上(内1回は夜間想定)の避難・救出、消火その他必要な訓練を行います。

- ・避難・消火訓練(年2回以上) ・防災設備の点検(年2回)
- ・AED講習・通報訓練(隔年) ・防犯訓練(年1回)

福祉避難所として摂津市と協定を結び、地域の障がいのある方が災害に合われた際に 利用していただきます。

非常災害に備え、非常食等を準備します。定期的に食材や器具、日用品の点検を行い、 非常時に備えます。

#### 5 秘密保持と個人情報の保護(施設入所支援・生活介護)

サービスを円滑に提供するために、各種関係機関との情報共有が必要な場合があるた め、利用契約時に個人情報の取り扱いについては、必要最低限の範囲で使用させていただ く事を文書で同意を得ます。この秘密保持の義務は、利用契約が終了してからも継続する こととします。

### 6 虐待防止(施設入所支援・生活介護)

障がい者虐待防止のために、職員一人ひとりがその責務を果たします。虐待防止責任者 および虐待防止マネジャーを設置し、利用者の人権擁護、虐待防止に努めます。

全職員が、自分の日々の支援を見直す機会を設けるため、『支援方法自己チェックリス ト』を作成し、毎月自己チェックを行います。自己チェックリストは、年に1回見直しを 行います。また、『みきの路 職員行動規範』『摂津宥和会基本理念』『経営方針』『みきの 路 事業所理念』『みきの路 基本方針』『みきの路 スローガン』を一緒にファイリング し、毎月内容を確認すると共に、毎月管理者に提出します。

自己チェックリストには他の職員の良かったと思う支援、利用者や家族との関わりな どを記載する欄を設け、職員間で共有する仕組みも設けます。

ネガティブな支援を改善する事はもちろん、ポジティブな支援を伸ばす・広げる事での 虐待防止効果を取り入れます。

## 7 社会参加

大阪府障がい者スポーツ大会出場、人権教育啓発作品展への出展など、スポーツや文化的な活動に積極的に参加できるように、日中活動のプログラムを充実させ、社会参加を図ります。日課の散歩や公園散策の際には清掃用具を持参し、近隣地域の美化に努め、地域で暮らす一員であるとの意識を高めます。そうする事で、地域住民にみきの路を知ってもらい、災害時などの有事の際に近隣住民からの協力を得られやすい環境を整えます。

# 8 医療機関との連携

千里丘協立診療所(内科)と協力医契約を締結し、月に一度の往診の他、利用者の健康相談、健康診断、ワクチン接種などの態勢を整えています。また、石田医院(精神科)と嘱託医契約を締結しており、月に一度の往診があります。協力医療機関として摂津医誠会病院と契約を締結しています。協力歯科医療機関としては、ビーバー小児歯科と契約を締結し、利用者の口腔内の健康相談や、緊急治療が必要な場合に備えています。

その他、さわらび診療所(精神科)にも月2回の往診を行なってもらい、行動的課題で 通院が困難な利用者への配慮も行ないます。

## 9 地域交流

- (1) 施設入所支援を利用されている方には、桜町自治会の催しを中心に地域の行事に参加 していただける機会を設け、地域の学生ボランティア(摂津高校和太鼓部、摂津市立第 三中学校の催し等)や地域の方との交流を図ります。
- (2) 生活介護(通所)を利用されている方には、地域での行事や催しがあれば情報提供 し、散歩や地域のスーパー等に買い物に出かける等、地域との交流を大切にします。ま た、地域の学生ボランティア(摂津高校和太鼓部等)を積極的に受け入れます。

#### 10 アフターケア (施設入所支援・生活介護)

当施設を退所された方の生活をサポートされる家族や支援者に対し、本人やご家族の 了解を得て、必要な情報提供やアドバイスを行います。また、他の福祉サービスや事業 所を利用される方についても、ご希望があれば積極的に支援や介助方法などの情報提供 を行い、相談支援事業所も含め連携を図ります。

## 11 苦情解決システム(施設入所支援・生活介護)

当施設を利用される方からの苦情に対し、適切に解決するための体制(第三者委員の介入など)を整備することで、利用者の権利を擁護するとともに、利用者の満足度を高め、福祉サービスを適切に利用できるようにします。

## 12 職員研修の充実(施設入所支援・生活介護)

利用者支援の質の向上や職員のスキルアップを目指し、外部研修に積極的に参加するとともに、内部研修では、全体会議でグループ活動班ごとに研究した内容の発表、介護技術、障がい特性等についての DVD を用いた研修、外部講師による講義等を行います。外部研修報告は、全体会議で発表するとともに、全職員に研修内容を回覧で報告し、職員への周知徹底を行います。コロナ禍での感染拡大防止の観点から、各種外部研修がオンライン研修での実施となり、受講しやすくなりましたので、受講機会を増やしたいと思います。また、2ヵ月に1度、大阪府知的障害者福祉協会障害者支援施設部会に参加し、他事業所との意見交換や、法制度に関する情報交換を図ります。

# 13 各関係機関との連携・協力(施設入所支援・生活介護・地域生活支援拠点等事業) 利用者支援の一体性を目的とし、相談支援事業所や日中活動の場事業所、ケースワーカ ー等と情報を共有し、連携をとりながら、利用者一人一人のニーズに合った支援を行いま す。地域生活支援拠点等事業の「緊急時の受け入れ・対応」「体験利用の機会・場所」を 提供する事業として、摂津市障害者地域自立支援協議会相談支援部会、地域移行部会、そ の他各種ワーキングに参加し、地域の実情や課題、ニーズ把握を行ない、当施設が担うべ

き役割や社会資源に不足するニーズを少しでも改善できるような取り組みを行ないます。

# 14 実習生の受け入れ (施設入所支援・生活介護)

専門学校や大学の福祉実習の受け入れを積極的に行います。また、近隣の中学校や高等学校から依頼があれば、授業の一環である「職場体験」や、「体験実習」の受け入れを行い、障がいのある方についての理解を深めていただくとともに、福祉現場での仕事を知っていただき、積極的に福祉職の人材育成の役割を担っていきます。

#### 15 広報(施設入所支援・生活介護)

年に5回、当施設の機関誌を家族向けに発行し、施設入所支援や生活介護での生活や活動の様子などを報告します。また、ホームページを通じて、当施設に関する情報を開示します。

# 16 第三者評価

令和 4 年 3 月末に受審した第三者評価の受審結果をもとに、課題を具体的に把握し、 サービスの向上に結びつけることができるよう、職員間で結果を共有し、業務に取り組ん でいきます。

# 17 日課予定表

# (1) 施設入所支援

①生活介護開所日及び休業日の17:00~翌9:00

時間	利用者の日課	支援員等の活動
17:00~18:00	リラックス、	夕食の準備 服薬準備
	夕食前の手洗い	トイレ誘導 消毒
18:00~19:00	夕食 夕食後薬服用	食事介助 投薬
	片付け 歯磨き	片付け 歯磨き支援
19:00~21:00	リラックス	トイレ誘導 服薬準備
	就寝準備 眠前薬服用	更衣介助、投薬
$2 1 : 0 0 \sim 7 : 0 0$	就寝	トイレ誘導 就寝誘導
		日誌の記載 翌日の準備
		フロア内消毒
		施設内巡回(23:00)
		フロアー巡回
		(22:00 · 0:00 · 3:00 ·
		6:00)
		オムツ交換 服薬準備
$7:00\sim8:00$	起床	起床促し 健康チェック
	洗顔	更衣介助 整容介助 消毒
	朝食前の手洗い	トイレ誘導 朝食の準備
8:00~9:00	朝食 朝食後薬服用	食事介助 投薬
	片付け 歯磨き	片付け 歯磨き支援

# ②生活介護休業日(日曜)の9:00~17:00

時間	利用者の日課	支援員等の活動
9:00~11:30	リラックス	トイレ誘導 配茶
		個人嗜好品準備・提供
		掃除 洗濯 浴室準備
11:30~12:00	昼食前の手洗い	トイレ誘導 服薬準備
		昼食の準備 消毒
1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0	D 昼食 昼食後薬服用 食事介助 投薬	
	片付け 歯磨き	片付け 歯磨き支援
13:00~13:30	リラックス	トイレ誘導
	入浴の準備	入浴の準備

13:30~15:30	入浴 水分摂取	入浴介助 洗濯
		塗り薬塗布
15:30~17:00	リラックス	トイレ誘導
		洗濯 ベッドメイキング

# (2) 生活介護

# ①入所

時間	利用者の日課	支援員等の活動
9:00~10:00	清掃、洗濯物片づけ	トイレ誘導 配茶 個人嗜好品準備・提供
		申送り
10:00~11:30	午前中の活動(日課) ラジオ体操、室内での運動 外気浴等	トイレ誘導 入浴準備 掃除 洗濯 シーツ交換 個別プログラム 入浴準備
11:30~12:00	昼食前の手洗い	トイレ誘導 服薬準備 昼食の準備 消毒
12:00~13:00	昼食 昼食後薬服用 片付け 歯磨き	食事介助 投薬 片付け 歯磨き支援
13:00~13:45	リラックス グループ別活動の準備	トイレ誘導 活動準備 移動介助
(火曜、木曜)	グループ活動	移動介助 活動の支援
$13:45\sim15:00$		活動日誌の記載
(土曜)	買い物 自動販売機利用	買い物支援 移動介助
$13:45\sim15:00$	外出 ドライブ	ドライブ
(月曜、水曜、金曜)	入浴 水分摂取	入浴介助 洗濯
13:30~15:30		塗り薬塗布

# **②通所**

時間	利用者の日課	支援員等の活動
8:30~	送迎車出発	利用状況確認
	送迎車にて順次来所	利用者受入準備
		トイレ誘導 水分摂取
		健康チェック
		(検温・血圧測定)

		連絡ノート確認
		送迎車内消毒
10:40~11:00	朝礼	出席確認 活動内容説明
		利用者発表
11:00~11:30	午前中の活動	個別プログラム
		掃除、体操など
	(火曜 10:30~機械浴)	(火曜 機械浴支援)
1 1 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0	昼食準備 手洗い	トイレ誘導 手洗い支援、
		衛生管理 水分摂取 消毒
1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 3 0	昼食 昼食後の服薬	食事介助 投薬 片付け
	片付け 歯磨き	歯磨き支援 トイレ誘導
	休憩	午後の活動準備
13:30~15:00	グループ活動	散歩 レクリエーション
	(火曜、木曜)	制作 (火曜 機械浴)
	入浴 (希望者)	トイレ誘導
	(月曜、水曜、金曜)	
15:00~16:00	おやつ 水分摂取	連絡ノート記入
	帰宅準備	トイレ誘導 荷物チェック
16:00~16:30	終礼	一日の活動のまとめ
		翌日の連絡 検温
16:30~18:00	送迎車にて帰宅	送迎車への乗車介助
		添乗員への申し送り
		送迎車内消毒
		フロア清掃・消毒 各記録

# 18 年間行事計画 (施設入所支援・生活介護)

月	主な行事	定例行事
洛仁	日帰り外出	〈主 要 行 事〉
通年	家族参加活動(通所・通年)	・避難訓練(年2回以上) ・健康診断(年2回・施設入所支援)
4		・がんリスク検査(年1回)
5	音楽コンサート	・ピロリ菌抗原検査(年1回)
	大阪府障がい者スポーツ大会	・インフルエンザ予防接種
6		(年1回施設入所支援・生活介護)
7	納涼会	・新型コロナウイルスワクチン接種

8	摂津祭り、桜町自治会盆踊り	(接種推奨時期 施設入所支援・生活介護)	
9	健康診断	<ul><li>一・大掃除(年1回以上)</li><li>・摂津市立第三中学校職場体験学習(年1回)</li></ul>	
1 0	室内運動会、法人運動会	・摂津高校地域交流(年1回)	
	和太鼓コンサート	・実習生受け入れ(適時)	
1 1	三中フェスタ	・人権教育啓発作品展	
	輪い輪い祭り		
	風船バレーボール大会	〈月例行事・施設入所支援〉	
1 2	クリスマス会	・誕生会(施設入所支援・通所)	
	人権教育啓発作品展	・嘱託医(精神科医)往診	
1		・協力医(内科医)往診	
	<i>"</i>	・往診医(精神科)往診	
2	作品展	・協力医(歯科)往診	
3	健康診断	・理容(理容組合)	
3	)连/水心切	・美容(美容師)	

- Ⅱ 共同生活援助 (グループホーム)
- ○「サルビア」(事業開始年月日 平成24年4月1日 定員女性10名)
- ○「ガーベラ」(事業開始年月日 平成 26 年 12 月 1 日 定員女性 5 名)
- ○「オリーブ」(事業開始年月日 平成 27 年 10 月 1 日 定員女性 5 名)
- ○「コスモス」(事業開始年月日 平成28年4月1日 定員男性4名)
- ○「サクラ」(事業開始年月日 平成28年9月1日 定員男性4名 女性2名)
- ○「ヒマワリ」(事業開始年月日 令和3年3月1日 定員男性8名 女性2名)

#### 1 運営方針

ご利用者一人ひとりが住み慣れた地域でご自身の思い描く生活を実現することができるよう、情報提供や様々な経験ができる機会を提供し、ご自身の生活において意思決定ができる支援に努めます。また、ご利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行います。

地域の一員として地域との結び付きを重視し、自治会活動に積極的に取り組み、他の障害福祉サービス事業者、相談支援事業者、障害者支援施設その他の福祉サービスまたは保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の 人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める内容ほか関係法令等を遵守し、 共同生活援助を実施します。

地域生活支援拠点等事業の重点課題に掲げられている緊急時の受け入れ、体験利用の 場の確保、地域の体制作りを達成出来るように努めます。

#### 2 事業内容

- ① ご利用者の意思を尊重した個別支援計画書を作成し、計画書に基づいた支援を提供します。
- ② 生活全般の相談に乗れるよう、常にご利用者に寄り添える体制を整えます。
- ③ 食事の提供については、全ホームの栄養管理、食事提供を一括管理するために 業者による配食サービスを利用します。
- ④ 健康管理については、ご利用者の日々の健康状態を常に留意し、病院受診の同行、

健康診断、予防接種など、健康維持のため適切な措置をとるよう努めます。 ご利用者の利便性を向上させるために、往診による診察、治療を導入します。 新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症予防の徹底を図ります。

- ⑤ 金銭管理については、ご希望に応じて日常生活に必要な小遣いの管理を行います。 また、将来を見据えて成年後見人制度についての情報提供や利用の促進に努めま す。
- ⑥ 余暇活動については、地域生活支援事業の移動支援を利用できるよう各事業所と連絡調整を行い、ご利用者の希望に沿った外出の提供に努めます。 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の予防を優先し、外出の自粛をお願いする場合は、ご利用者の生活に不便が生じないような外出方法を検討します。 外出自粛中の余暇の充実の為、ご利用者の希望を聞きながらホーム内で楽しめることを検討し、実施します。
- ① 地域行事やイベント、自治会活動への参加を積極的に行い、地域との交流を図ります。
- ⑧ 緊急時の対応が円滑かつ迅速に出来るように努めます。
- ⑨ 会社や日中活動の場、相談支援事業所等との連絡・調整を行い、一体的に支援 できるよう努めます。
- ⑩ 夜間においては夜間支援員を配置し、適宜巡回を行い、ご利用者それぞれに必要な支援を行います。
- ① 体験利用や見学などを積極的に受入れ、地域移行のための支援に努めます。
- ② 虐待防止、権利擁護の徹底に努めます。
- ③ 経年劣化、老朽化による環境の不備に対して早急に対応し、快適な居住空間の確保に努めます。
- ④ 新型コロナウイルス感染症をはじめ、各種感染症対策については、国及び大阪府、 摂津市が発出する通達を遵守します。

#### 3 各種会議

毎月 1 回の定例世話人会議に加え、適宜必要に応じて世話人会議を実施し、利用者支援の方向性を確認し、話し合いを持ちます。

サービス担当者会議では、ご利用者のニーズ確認、支援内容の評価・検討、各連絡調整を行い支援の充実を図ります。また、ご家族や成年後見人等との情報交換、情報共有を行います。

毎月 1 回、支援スタッフによる会議を実施し、各ホームのご利用者の支援状況やスタッフ体制について情報を共有できるようにし、すぐに応援・協力体制がとれるよう努めます。

## 4 職員研修の充実

サービスの質の向上やスキルアップを目的とし、積極的に外部研修に参加します。

特に世話人の研修参加の機会を増やし、専門性を高める意識や支援技術を学ぶ機会を 提供し、利用者支援に還元させます。

外部研修報告は定例世話人会議での口頭報告や書面での回覧を行い、全スタッフへの 周知徹底を図ります。

3 ヶ月に 1 度、大阪府知的障害者福祉協会地域支援部会への参加、摂津市内グループホーム事業所連絡会への参加により、他事業所との情報交換、法制度の情報収集を行います。

グループホーム全国研修会にも参加し、国の示すその時々の重点課題の講義や全国から集まる管理職との情報交換を通して、法制度の理解を深め、専門的支援技術を習得します。

重度・高齢化するご利用者の体調急変時に対応出来るよう、所管の消防本部から講師を 招き、心肺蘇生法(AED 講習)を年1回実施します。

#### 5 災害事故防止対策

消防設備の点検及び維持、非常災害に備えるため、避難経路の確認や地域の防災・ ハザードマップを用いてリスク管理の徹底を図ります。

必要に応じて避難確保計画の見直しを行い、日頃から避難場所や緊急時の連絡方法の 確認を行います。

避難訓練が義務付けられているヒマワリでは、年二回の避難訓練を実施します。

従業員の緊急連絡体制はセコム安否確認メールを活用します。従業員への緊急一斉 メールでの情報伝達、従業員の安否確認を迅速に行い、速やかな支援体制確保に努めます。 ご利用者や地域の状況の変化に応じて、適宜防犯マニュアルの見直しを行います。

必要に応じてホーム外側に防犯カメラの設置を検討し、ホームに対する不審者・防犯対 策だけでなく、地域の防犯対策にも寄与できるよう努めます。

事故・ひやりはっと報告書を活用し、事故を未然に防ぐための検証と安全対策の徹底を 図ります。

#### 6 秘密保持・個人情報の保護

サービス提供を円滑にするために、各種関係機関との情報共有が必要な場合がありますので、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等を遵守し、利用契約時に個人情報の取り扱いについて、必要最低限の範囲で使用させていただく事を文書により同意を得ます。この秘密保持の義務は、利用契約が終了してからも継続する事とします。

個人情報保護に関する外部研修にも積極的に参加し、従業員に対する内部研修も適宜 行います。

## 7 苦情解決システム

苦情受付担当者及び苦情解決責任者を置き、苦情又は相談があった場合、聞き取りや状況把握を迅速に行い、利用者の立場を第一に尊重しながら問題解決に努めます。

第三者委員の介入を積極的に行います。

## 8 社会貢献

全ホームに AED を設置し AED 設置のステッカーを掲げ、地域住民への情報提供を行い、要請があれば貸し出しを行います。

## 9 虐待防止・権利擁護

虐待防止・身体拘束等適正化委員会のメンバーに職員を選出し、利用者の権利擁護に努めます。

また、個別支援計画作成時にはご利用者の意思決定支援を充実させます。日頃の支援でも、ご利用者が意思決定出来るよう、情報提供や経験の場の提供に努め、コミュニケーションツールの充実を図り、ご利用者の人権を尊重した支援に努めます。

#### 10 人材育成

法人の求める人物像に合う人材育成のため、人材育成策検討委員会に職員を選出し、 専門性を兼ね備えた福祉人材の育成に努めます。

また、重度・高齢化するご利用者の支援や介助に対応できる世話人の確保、定着に努めます。

### 11 新型コロナウイルス、インフルエンザ等への感染症対策

新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症対策として、1日複数回の検温の他、体調不良等の確認を適宜行い、職員も出勤前、出勤時に検温を行うなど、日頃から体調管理を徹底します。

感染拡大防止に向けてマスクの着用を推奨し、手指や環境面の消毒の徹底など基本的な感染対策、重症化リスクを軽減するために必要なワクチン接種について同意の下実施に努めます。

新型コロナウイルス等の罹患者が出た場合に備えた BCP (事業継続計画) を定め、感染予防のための衛生用品を常備します。

その他の感染症にも対応出来るよう、感染症予防マニュアルを全ホームに配布します。 外泊や外出、面会など従業員以外の方と接触する場合においては、その方々へも健康チェックを依頼し、少しでも体調不良がある場合は、利用者との接触を遠慮して頂きます。 可能な限り、リモート面会や電話での様子の報告などを行います。

# 12 日課予定表

時間	平日	土・日・祝日
5:30~8:00	起床・朝食	起床・朝食
8:00~9:30	通所・就業先へ出勤	余暇
16:00~18:00	通所・就業先から帰宅	昼食
18:00~21:00	夕食・入浴・余暇	夕食・入浴・余暇
21:00~	共用部分は消灯・就寝	共用部分は消灯・就寝

# Ⅲ 短期入所(単独型)

○「ヒマワリ」(事業開始年月日 令和3年3月1日 定員5名)

## 1 運営方針

ヒマワリには単独型短期入所に加えて、重度障がい者が利用しやすいグループホームを併設しています。短期入所は障がい者を介護する家族等が一時的に介護できなくなった場合や介護負担の軽減、ご利用者の自立に向けた経験の場として、ご利用者が住み慣れた地域において安心、安全に過ごしていただけるように、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、一時的にお預かりし、入浴、排せつ及び食事等の介護、自立に向けたサポートを適切かつ効果的に行います。

摂津市における地域生活支援拠点等事業の面的整備型において、緊急時の受け入れと体験利 用の場を担う役割として登録をしています。

摂津市策定の障害福祉計画に記載のある短期入所の利用見込み数を達成するためにも障がい 児を含めた幅広い層からの受け入れを目指します。

「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める内容ほか関係法令等を遵守し、事業を実施します。

#### 2 事業内容

- ① ご利用者個々の目標や目的に応じた個別支援を行い、安心、安全に利用していただけるよう努めます。
- ② 摂津市内を基本とした送迎サービスを行います。平日の利用者を確保するために、摂津 支援学校への送迎を検討します。
- ③ 食事の提供については、外部委託(配食サービス)にて対応します。
- ④ 障がい児の受け入れも行います。
- ⑤ 緊急時の対応が円滑かつ迅速に出来るように努めます。
- ⑥ 虐待防止、権利擁護の徹底を図ります。
- ⑦ 新型コロナウイルスをはじめ、各種感染症対策については、国及び大阪府、摂津市が発 出する通達を遵守します。
- ⑧ 利用料金を自動振替にて対応し、利用者への利便性を図ります。

## 3 各種会議

サービス担当者会議など、サービス提供に必要な会議には積極的に参加します。 ご利用者のニーズ確認、支援内容の評価・検討、各連絡調整を行い支援の充実を図ります。

## 4 職員研修の充実

サービスの質の向上やスキルアップを目的に、外部研修に積極的に参加します。

大阪府知的障害者福祉協会短期入所部会への参加については、摂津市立みきの路と協議した うえで参加職員を調整します。

ご利用者の体調急変時に対応出来るように所管の消防本部から講師を招き、心肺蘇生法(AED講習)を年1回実施します。

# 5 災害事故防止対策

消防設備の点検及び維持、非常災害に備えるため、避難経路の確認や地域の防災・ハザードマップを用いてリスク管理の徹底を図ります。

必要に応じて避難確保計画を見直し、日頃から避難場所や緊急時の連絡方法の確認を行います。

従業員の緊急連絡体制はセコム安否確認メールを活用します。従業員への緊急一斉メールで の情報伝達、従業員の安否確認を迅速に行い、速やかな支援体制確保に努めます。

ご利用者や地域の状況の変化に応じて、適宜防犯マニュアルの見直しを行います。

事故・ひやりはっと報告書を活用し、事故を未然に防ぐための検証と安全対策の徹底を 図ります。

# 6 秘密保持・個人情報の保護

サービス提供を円滑にするために、各種関係機関との情報共有が必要な場合がありますので、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等を遵守し、利用契約時に個人情報の取り扱いについて、必要最低限の範囲で使用させていただく事を文書により同意を得ます。この秘密保持の義務は、利用契約が終了してからも継続する事とします。

従業員に対する個人情報取り扱いに関する研修も適宜行います。

#### 7 苦情解決システム

苦情受付担当者及び苦情解決責任者を置き、苦情又は相談があった場合、聞き取りや状況把握を迅速に行い、利用者の立場を第一に尊重しながら問題解決に努めます。

第三者委員の介入を積極的に行います。

## 8 虐待防止・権利擁護

ご利用児者が快適に過ごしていただくため、人権意識や障がい特性を理解できるよう、各種 研修を受講し、人権意識の向上に努めます。。

# 9 新型コロナウイルス、インフルエンザ等への感染症対策

新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症対策として、利用開始時、終了時に体調確認のため検温を実施し、必要に応じて来所前の生活(活動)の場での様子を確認します。 職員も出勤前、出勤時に検温を行うなど、日頃から体調管理を徹底します。

感染拡大防止に向けてマスクの着用を推奨し、手指や環境面の消毒の徹底など基本的な感染対策を実施します。また、利用中に体調不良が疑われる場合は、すぐに感染対策を講じ、ご家族に連絡を取り利用自粛をお願いするなどの対応を行います。

新型コロナウイルス等の罹患者が出た場合に備えた BCP(事業継続計画)を定め、感染予防のための衛生用品を常備します。

その他の感染症にも対応出来るよう、感染症予防マニュアルを設置します。

## 10 日課予定表

時間	平日	土・日・祝日
5:30~8:00	起床・朝食	起床・朝食
8:00~10:00	通所先等へ送迎(送り)	適宜、自宅等に送迎
15:00~17:00	通所先等へ送迎(迎え)	昼食・余暇
18:00~21:00	夕食・入浴	夕食・入浴
21:00~	共用部分は消灯・就寝	共用部分は消灯・就寝

# 3 摂津市立児童発達支援センター

## I 児童発達支援センター「つくし園 |

## 1 運営方針

つくし園は発達に課題のある子どもへの専門療育・支援施設として、心身の健康保持と増進、基本的生活習慣の確立、社会性の獲得を目的に日々療育を行い、心身共に豊かに育っていける施設づくりに努めます。その具体的な内容として

- ① 本人の自立を支援するための発達支援
- ② 子どものライフステージに応じた支援
- ③ できるだけ身近な地域における支援
- ④ 発達に課題のある幼児の家族を含めたトータルな支援
- ⑤ 多職種の連携、協働による専門的支援

施設の運営にあたっては、児童発達支援センターとして「児童発達支援」「障害児相談支援」「保育所等訪問支援」(摂津市指定管理事業)「くまさん親子教室」(摂津市委託事業)の四つの事業を実施し、児童発達支援センターが地域支援体制の中核的な役割を果たせるよう活動していきます。

「児童発達支援」は通園利用の子どもたちをはじめ、施設を利用する未就学児に対して、日常生活における基本的生活習慣の確立、身近な大人との信頼関係の構築、子育てに不安を持つ保護者に対し保護者支援を行います。また我が子の成長発達を促すため、早期療育を希望される保護者が増えてきていることから、当園の役割についても検討して行きます。

「障害児相談支援」は発達に課題のある児童を対象に、障がい特性へのきめ細かい配慮を行い、児童本人と家族の困り感への対応を考え、最適な福祉サービスが利用できるよう利用児や保護者の利便性を考え、障害者総合相談支援センター(つくし分室)でも相談等を行いながら支援していきます。また、子育てに悩みを抱える保護者からの一般相談にも応じ、関係機関と連携を図りながら取り組んでいます。さらに、昨今増加傾向にある相談件数に対応するため相談支援専門員の職員数や業務内容等についても各機関と協議しながら検討していきます。

「保育所等訪問支援」は、発達に課題のある児童の保護者からのニーズを受けて保育所・幼稚園・こども園・学校等を訪問し、集団生活で自分の力を発揮し自信を持って過ごすことができるように保育士、教職員等に専門的なアドバイスを行うほか、その他の必要な支援を行っていきます。昨年度からは、未就学児の保護者からだけではなく、就学児の保護者からのニーズがあり、小学校への訪問も行っています。社会情勢を鑑みると、今後もニーズの増加が見込まれます。

「くまさん親子教室」は、市の委託事業として、家庭児童相談課、出産育児課と連携し、発達に課題のある幼児への発達支援、子育てに困難さを抱える保護者の育児力を育む保護者支援等が必要な親子を対象に市内3か所(週3日~4日)で親子教室を行います。幼児およびその子を取り巻く家庭、家族の課題が多様化してきていることにより、ニーズに応じた柔

軟な教室運営が必要となってきています。各関係機関と連携、協議しながら運営を行っていきます。

上記のことに加え、令和6年の児童福祉法の改正により、子育で世代に対する包括的な支援のための体制強化などが明確化されたことにより、当園の役割がより重要になってきます。より地域に根差した施設となるよう、子育で支援課と協議を行いながら準備を進めていくと共に、当園が実施している4つの事業が連携し、各専門職が協力し、それぞれの児童の課題に応じた支援及び、切れ目のない支援を実施していき、当法人の強みとして行きたいと思います。

また法人の取り組みの一つとして、作業療法士、言語聴覚士が法人内の児童センターに出向き、乳幼児プログラムに共に参加し、我が子の発達等の課題に悩む保護者に対し、アドバイス及び相談の機会を設け、子育て不安の軽減に努めると共に、市民ニーズに耳を傾け、今後の当園の役割についても模索していきます。その為にも、様々な障がい特性、年齢に対応できるよう、積極的な研修への参加、および外部講師の招聘等に取り組み、職員の知識向上に努めます。

園舎については、昭和57年に建設され、経年劣化が避けられない状態であり年々園舎修繕や電気機器の故障による修繕などに経費がかかるようになってきています。摂津市の建物点検が実施され、老朽による破損個所等の修繕は実施されますが、利用者に安全に快適に利用していただくためにも、園舎内部・外構・電気設備・衛生設備・空調設備等の計画的な補修・修繕を市子育て支援課と協議し進めていきます。それに加え、厨房器具等の経年劣化による故障も考えられますので、取り替え時期も計画的に検討していきます。

#### 2 児童発達支援(通園支援)

通園児の支援は、年齢・発達状況・親子関係等個々に応じて行います。親子通園クラスは、子ども自身の課題と環境的要因に着眼した発達援助、並びに養育基盤である家庭の安定に向けた療育・援助を行います。その後、年齢や発達段階に応じて単独通園クラスに移行します。また、園児の発達課題や実情に照らした保育内容の細分化・グループ化によるきめこまやかな療育を実施するとともに、次年度就学を迎える園児への個別プログラム等の充実に努めます。

併設のめばえ園職員の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及びくまさん親子教室を担当する公認心理師との連携をさらに高め、多職種スタッフによる協働でより専門的な療育に取り組みます。

## (1) 療育の内容

### ア 親子関係の構築

親子通園を通して、人間関係の基盤となる親子関係の構築を育むと共に、職員が共 に子育てすることで、保護者の育児力を育みます。

# イ 基本的生活習慣の獲得

食事、排泄、更衣等の日常的、基本的な生活動作を通して生活習慣を身につけ、生活 リズムを整えるように援助します。

## ウ からだづくり

生活リズムを整え、からだを動かしての遊び、自然に触れながらの心身の発散をする ことによって丈夫なからだをつくります。また、食事指導や歯磨き指導を通して衛生 や健康への意識を高めます。

#### エ 社会性を育む

身近な大人との信頼関係を基盤に、集団の中で、自分を発揮出来る環境を整えます。 また、個別の遊びや集団遊び・行事等を通して経験の幅や人とのかかわりを広げ、人 との関係を育みます。

## オ 交流事業

地域での育ちを豊かにするための子育て支援事業に積極的に参画・参加し、園児の経験の幅や人とのかかわりをひろげます。また、同法人の児童センターとの交流についても検討していきます。

## (2)健康管理の充実

- ア 園児の健康状態を把握するため定期的に健康診断を実施するとともに、必要に応じて医療機関との連携に努め助言・指導を受け、療育に活かしていきます。
- イ 家庭と連携して生活リズムを見直し、生活にメリハリをつけ、生活リズムが整い、安 定した生活が送れるよう支援し、すこやかな成長を育みます。
- ウ 必要に応じて府及び市の担当保健師、医療機関との連携を図り、助言・指導を受け、 療育に活かしていきます。

## (3)給食

児童の特性、年齢に応じた献立を栄養士が立案し、給食会議で検討、見直しを行なったうえで提供していきます。また、栄養価を摂取する事だけを目的とせず、一人ひとりの子どもたちが、食べる事を楽しみながら食事動作、食事マナーの獲得に向けて取り組みます。委託業者との連携を密にし、より子ども達が食への意識を高めることが出来る様、栄養士・担当職員による喫食状況の把握、子どもの状況に配慮した調理形態の工夫などに努め、さらに子どもにあった給食の提供に努めます。

## (4)年間行事予定

月	主 な 行 事	定 例 行 事		
4	・保育説明会			
5	・日曜参観	〈健 康 診 断 等〉 ・内科健診 (年2回)		
6	・学校見学	[1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1]		

7 8	<ul><li>・七夕まつり</li><li>・夕涼み会</li></ul>	<ul><li>・耳鼻科健診(年1回)</li><li>・歯科健診(年1回)</li><li>・検尿(年1回)</li></ul>	
9		   〈月 例 行 事〉	
1 0	・遠足 ・体験入学	<ul><li>・避難訓練</li><li>・身体測定</li><li>・合同親子保育</li><li>・単独クラス親子保育</li></ul>	
1 1	・運動会 ・教育支援会議		
1 2	・クリスマス会	・個別面談、クラス面談	
1	・保育所等一日保育	・参観(随時)	
2	・豆まき ・生活発表会	〈その他の行事〉	
3	・ひなまつり ・お楽しみ会 ・卒園・修了式	・誕生日会(年4回)	

※令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐための対応として行事内容工夫して実施。令和5年度も感染症対策も踏まえたうえでの行事開催を検討。

# (5)日課予定表

時 間	通園児の日課	処遇職員等の活動
9:00~10:00	登 園	送迎バス運行 (バス車内指導) 受入れ準備
10:00~10:15	更衣、排泄シール貼り	更衣指導・介助 排泄指導・介助
10:15~10:45	コーナーあそび	連絡ノート確認 園児主体のあそびの援助
10:45~11:30	朝の会(挨拶、お話、手遊び) 設定保育(感覚運動、認知操作、 言語・社会性のあそび)	出欠確認、健康状態の把握 計画による保育指導
11:30~12:30	片付け、排泄、給食準備 給食	食事指導・介助
12:30~14:00	歯磨き コーナーあそび、散歩など	歯磨指導・介助 園児主体のあそびの援助及び グループ保育
14:00~14:40	片付け・排泄 おやつ 更衣 降園準備	排泄指導・介助 食事指導・介助

14:40~15:00	終りの会(歌、お話など)	保護者への連絡事項確認
15・00-16・00	降扇	送迎バス運行 (バス車内指導)
$15:00\sim16:00$	1年	施設内清掃・面談・保育準備

#### (6)保護者支援・連携

「ともに子育てをする」事をねらいとし、親子通園、親子保育等を通して、子どもの課題や家庭での様子、保護者の困り感を共有し、必要に応じて他機関と連携し安心して子育てできる環境作りに取り組みます。

#### ア. 家庭との連絡

毎日の連絡ノートにより、子どもの家庭での様子や園での様子を連絡し合うことにより、日々の状態の把握に努めるとともに相談にも応じます。園だよりの発行(毎月)

#### イ. 各種面談・親子保育等

項目	実 施 形 態		
個 別 面 談	園児ごと 年3回 進路指導も含む		
クラス面談	クラスごと 毎月1回		
三 者 面 談	必要に応じて実施		
家 庭 訪 問	入園時、他必要に応じて実施		
合同親子保育	毎月1回 2クラス合同で実施		
単独クラス 親子保育	毎月1回 単独通園クラスの親子保育日		

※感染症の状況により実施方法、回数は検討

### (7)災害・事故防止対策

災害(火災・地震等)の際にはより丁寧な配慮を必要とする児童が利用していることから、安全の確保を図るため訓練を実施します。また、施設内への不審者の侵入を未然に防ぎ、備品を含め日常的に安全の確保に努めます。また、保育中に災害に見舞われ」、帰宅困難となった場合を想定し、災害用品を整備すると共に、園児については家庭より「飲み物と菓子」を持参していただき、万が一の時に備えます。

- ・避難訓練(月1回)・普通救命講習(年1回)・消火・通報訓練(年2回)
- ・防犯訓練(年2回) ・遊具安全点検(毎日) ・業者委託遊具安全点検(年1回)

# (8) 関係機関との連携

必要に応じて、市子育て支援課・家庭児童相談課・出産育児課との連携を図り個々の支援を充実させていきます。医療機関との連携については、早期療育に伴う医療的ケアの必要な園児の受け入れも行っていることから、経過の把握と必要に応じた指導を行います。

また、進路指導については、教育委員会、支援学校、市内小学校、幼稚園、保育所、こども園などとの連絡調整を図り、体験入学、進路先訪問などの機会を通して情報の交換を行い、 連携を深めて行きます。市内小中学校の支援学級担当者との研修会を実施するほか、五中校 区地域教育協議会及び市子育て支援ネットワーク推進会議に参画し、子どもたちが健やか に育つための環境づくりを進めていきます。

#### 3 障害児相談支援

相談支援専門員5名が、市出産育児課、子育て支援課、家庭児童相談課、府茨木保健所からの紹介、または保護者からの電話等での直接相談に対応していきます。保護者・本人の相談を傾聴し、ニーズの把握に努め、児童に応じた福祉サービスを紹介、計画相談を立案し、個々の児童に合った福祉サービスの利用に繋げていきます。また、各関係機関、事業所とも密に連携を図り、福祉サービスの向上に努めます。

年々増加する相談件数(一般相談も含め)に対応するため、当児童発達支援センターのみ利用している利用者においては、市と協議の上「セルフプラン」を導入し対応すると共に、 人員配置、業務内容、各関係機関との役割分担等についても検討していきます。

#### 4 保育所等訪問支援

作業療法士、公認心理師等訪問支援員が子ども園、保育園、幼稚園、小学校を訪問し、利用児童が生活の場で自分を発揮し、落ち着いて生活することが出来る様、子どもへの直接支援及び担当保育士、教師に助言等の支援を行います。訪問時の様子については、訓練等での来園時に保護者に報告し、園との連携、家庭での生活に生かせるよう援助します。また、訓練士と訪問員が連携し、子どもの課題を共有し、双方のサービスの充実を図ります。また、支援内容が多岐にわたるため、訪問員の知識向上についても取り組んで行きます。

## 5 くまさん親子教室(摂津市委託事業)

家庭児童相談課・出産育児課からの紹介により、発達や養育上に課題のある 1~3 歳児とその保護者を対象とした親子教室を実施しています。親子で参加してもらうことにより、発達支援及び育児支援を行います。保育士、心理士など多職種の職員が関わることで、多面的な視点を持って支援できる体制を構築しています。また対象者に関わる関係機関と連携し、利用児の進路相談も受け、より安心して次のステージに移行できる様、必要に応じて就園先との引継ぎも行います。終了後のフォローとして、年2~3回交流会を実施します。

#### 6 各種会議

施設運営に関する事項及び各事業間の連携を図り、事業内容の向上、円滑な業務運営を推 進するため次の会議を開催、参加します。

- ・施設連絡会議(毎月2回) ・給食会議(毎月1回) ・行事会議(随時)
- ・年度まとめ会議(年1回)・職員会議(毎月1回+随時)・ケース会議(随時)

- ・子育て支援課、家庭児童相談課、出産育児課との会議(引継ぎ、判定会議、情報意見交換など)(随時)
- ·障害児相談連絡会(随時)
- ·教育支援会議(随時)
- ·児童発達支援事業所連絡会議(年2回)

#### 7 職員研修

職員の知識、支援技術の向上を目的とし研修参加を奨励します。

- ・法人研修への参加(会計・虐待・メンタルヘルス等)
- ・職員勉強会の実施(年8回)
- ・外部講師による虐待研修等の実施
- ・外部研修参加への奨励(研修案内の回覧、掲示による周知)
- ・資格取得等に向けた研修計画の立案(相談支援専門員・児童発達支援管理者・医療ケア 児支援等)

#### 8 実習生・ボランティアの受け入れ

保育士等を目指す学生を対象に、各学校と連携を図り実習生の受け入れを行います。また、 地域に根差した施設、発達に課題のある児童の理解を深めることをねらいとし、状況に応じ て、ボランティアの受け入れを行います。

# 9 虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者(児)施設における虐待の防止について」に準じた取扱いをするとともに、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・「**虐待防止・身体拘束適正化委員会**」のメンバー並びに、虐待対応マネージャーを選出し、適宜会議を行います。
- ・苦情解決体制の整備を行います。
- ・職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用 者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

#### 10 苦情解決システム

保護者からの相談、苦情などに対応する窓口を設け、利用児及び保護者の立場に立って 誠実かつ迅速な対応に努めます。苦情内容につては、園内で共有、検討し今後に向けての 改善策についても話し合いを行います。

#### 11 個人情報の保護

法人の個人情報保護管理規程及び方針に基づき当園が保有する情報の紛失、漏えい、改 ざん等を防ぐとともに情報の管理を適正に行います。

# 12 福祉サービス第三者評価

令和3年度に受審した、「福祉サービス第三者評価」の結果を基に、課題を具体的に把握し、サービスの質の向上に結び付けることができるよう、職員間で結果を共有し業務に取り組んでいきます。(次回は令和6年度受審予定)

#### 13 感染症に対する取り組み

感染症を防ぐため最大限の努力を行うと共に、発生した場合は、関係機関と連携を図り 速やかに対応を行い、感染拡大防止に努めます。

- (1) 感染症の感染を防ぐための取り組み
  - ・職員は毎朝検温を行い、体温と共に体調についても管理者に報告します。 体調がすぐれない場合は出勤を控え、自宅療養および受診し体調管理に努めます。 また適宜マスクを着用し、手洗いうがいに努めます。
  - ・来園者には、健康状態を把握していただき、体調がすぐれない場合は来園を控えてい ただくよう周知を行います。
  - ・行事等は感染拡大を防ぐ観点を持って計画し、当日も感染を防ぐ取り組みを行った うえで実施します。
  - ・館内の清掃に努め、玩具等も適宜消毒を行います。

#### (2) 感染症の罹患者が確認された場合の対応

- ・感染症により、必要な日数自宅療養をお願いします。
- ・状況に応じて関係機関に速やかに報告を行います。
- ・感染状況により、学級閉鎖、園閉鎖等を実施し感染拡大防止に努めます。
- ・休園中も利用者の健康観察に努めます
- ・休園期間終了後、療育が開始したのちも、各ご利用者の体調の変化及び精神的な変化 に気を配り支援を行います。
- ・職員についても同様の措置を行います。

# II 障害児通所支援施設「めばえ園」

#### 1 運営方針

めばえ園は、利用者にとって身近な地域の障がい児支援の専門施設として、未就学児を対象に個々の子どもの課題、ねらいに合わせて発達支援を行う「児童発達支援」と、就学児対象に、放課後や長期休暇を利用して日常生活における基本的動作の習得、コミュニケーション等、個々の課題やねらいに応じた訓練等の発達支援を行う、「放課後等デイサービス事業」を実施しています。また、利用児の生活場面である保育所・幼稚園・子ども園・学校と連携を図り、一人の子どもが関係する機関で総合的に支援できるよう取り組みます。

障がいのある子への専門療育訓練・支援施設としての機能の充実・サービスの向上・専門 性の向上に努め、個々の子どもに対し適切な指導・療育・訓練を行います。

各々の訓練については、理学療法(PT)、作業療法(OT)、言語療法(ST)及び乳幼児のグループ療育等により豊かな育ちを支援するために、心身の状況や環境に応じた日常生活における基本的動作の習得等、個々に応じたサービス提供を行います。さらに、個々の療育を勧めるうちに見えてきた、個々の課題に対応するため、個別訓練だけではなくグループでの活動も視野に入れ、各担当者が連携を図りよりきめ細やかな支援を行っていきます。また福祉・教育・保健・医療と連携し発達に課題のある子どもたちの子育てを家族も含め支援し、摂津市における発達に課題のある子どもとその家族の支援施設として地域の拠点となるよう進めていきます。

#### 2 サービスの内容

## ア 理学療法

主として日常生活動作訓練による基本的な身体運動の発達を目的として、個々の身体の状態・状況に合わせて個別訓練を行います。親子同室で訓練を行うことによって、家庭生活における配慮や環境設定、家庭でもできる訓練についてもアドバイスを行います。

#### イ 作業療法

全身機能・手指機能、知覚、認知、概念の学習を主として行い、ボディイメージの獲得、 体幹の安定・手指巧緻性の獲得を通して集中力の向上に取り組んでいます。そのことによ り、机上課題への取り組み、学習への意欲向上に繋げます。

#### ウ 言語療法

口腔器官、聴覚器官だけの障がいでなく、それらを制御する中枢神経に問題がある場合もありますので、早期治療を行い伝達、思考、記憶への発達面の援助を行います。 また、訓練士とのやり取りを通してコミュニケーション手段の獲得も育みます。

#### エ 療育グループ(週1回)

1歳半健診後のフォロー教室である「すこやか教室」終了後、引き続き配慮や療育を必

要とする親子、保育所・幼稚園等集団生活に入るまでの期間、何らかの集団の場を必要とする親子が多いことから、その親子が必要とする期間(保育所幼稚園との並行利用も可能)療育を受ける環境を設け、乳幼児期の発達支援サービスの拡充につなげています。親子で遊ぶ事を通して、利用児の成長発達を育むと共に、保護者には子どもの発達課題および発達状況についての理解を深め親子関係の構築に努めます。

また、家庭状況、児童の発達状況を踏まえた進路指導を行うと共に、保護者面談を通して保護者の子育てに対する不安の軽減を図ると共に、3歳で幼稚園、こども園等に入園する児童も多いことから、就園後のフォロー体制についても検討していきます。

#### オ 送迎サービス

可能な範囲で送迎サービスを行います。

#### カ 週間予定表

		月	火	水	木	金
РТ	午前		0			0
F I	午後		0			0
ОТ	午前	0	0	0	0	0
01	午後	0	0	0	0	0
ST	午前	0	0	0	0	0
3 1	午後	0	0	0	0	0
療育G	午前			0	0	

\*それぞれの訓練について随時、市関係機関からの紹介により観察(療育Gは見学)を受け入れます。観察後(見学)、保護者に結果報告を行い、保護者の利用希望があった場合しかるべき手続きを経て、訓練(グループへの参加)を開始します。

\*他事業所も利用している児童は相談支援専門員による計画立案後。等事業所のみの利用 児については保護者によるセルフプラン申請後利用開始

# 3 保護者及び関係諸機関との連携

#### (1) 保護者との連携

- ・療育・訓練に親子での参加・保護者同伴で通室してもらい、家庭での子どもの様子を 聞きながら訓練を行なう事により子どもの課題により応じた訓練を実施します。ま た、保護者には子どもへの対応と子どもの発達状況および行動の意味の理解を深め、 育児力を育み、家庭での育児負担の軽減に努めます。
- ・必要に応じて公認心理師による発達検査を行ない、それを基に進路相談、育児相談 を行ないます。

#### (2) 関係機関との連携

・市教育支援課、子ども教育家、家庭児童相談課、出産育児課と連携し、利用児を総 合的にとらえて支援を行ないます

- ・利用児の在籍園・校との連携を図り、訓練の見学に来ていただき園や学校での環境設 定や指導方法について助言を行います。
- ・特別支援教育については、関係諸機関との連携においてよりよい支援サービスを 提供します。

近年、低年齢児の利用が増加傾向にあり、要フォロー児への適切な早期処遇の流れの構築が必要となっています。各機関の連携体制を充実させ、役割分担を行ない、一人ひとりの児童に適切な支援を行なえるよう取り組んで行きます。

### (3) 医療との連携

主治医・市出産育児課担当医の意見に基づいて訓練を行います。訓練開始後も状況に 応じて連携を図ります。また、必要に応じて補装具の相談にも応じます。

## 4 各種会議

施設運営に関する事項及び各事業間の連携を図り、事業内容の向上、円滑な業務運営を推 進するため次の会議を開催、参加します。

- ・施設連絡会議(毎月2回) ・行事会議(随時) ・年度まとめ会議(年1回)
- ・職員会議(毎月1回+随時) ・ケース会議(随時)
- ・子育て支援課、家庭児童相談課、出産育児課との会議(引継ぎ、判定会議、情報意見交換など)(随時)・教育支援会議(随時)・児童発達支援事業所連絡会議(年2回)

# 5 職員研修

職員の知識、支援技術の向上を目的とし研修参加を奨励

- ・法人研修への参加(会計・虐待・メンタルヘルス等)
- ・職員勉強会の実施(年8回)
- ・外部講師による虐待研修の実施
- ・外部研修参加への奨励(研修案内の回覧、掲示による周知)
- ・資格取得等に向けた研修計画の立案(相談支援専門員・児童発達新管理者・医療ケア児 支援等)

#### 6 災害・事故防止対策

利用児の特性により、災害(火災・地震等)の際には特に配慮を要する児が多いことから安全の確保を図るため訓練を実施します。また、施設内への不審者の侵入を未然に防ぎ、備品を含め日常的に安全の確保に努めます。

- ・避難訓練(月1回)・防犯訓練(年2回)・消火通報訓練(年2回)
- ・普通救命講習(年1回)・業者委託遊具安全点検(年1回)・遊具安全点検(毎日)

#### 7 虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者(児)施設における虐待の防止について | に準じた取扱いをするとともに、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止委員会の設置および虐待対応マネージャーの選出を行ない、適宜会議を行い ます。
- ・苦情解決体制の整備を行います。
- ・職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用 者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

#### 8 苦情解決システム

保護者からの相談、苦情などに対応する窓口を設け、利用児および保護者立場に立って誠 実かつ迅速に対応し改善に努めます。苦情内容については、園内で共有、検討し今後に向け ての改善策についても話し合いを行います。

#### 9 個人情報の保護

法人の個人情報保護管理規程及び方針に基づき、<mark>当園</mark>が保有する情報の紛失、漏えい、 改ざん等を防ぐとともに情報の管理を適正に行います。

#### 10 福祉サービス第三者評価

令和3年度に受審した、「福祉サービス第三者評価」の結果を基に、問題点を具体的に把握し、サービスの質の向上に結び付けることができるよう、職員間で結果を共有し業務に取り組んでいきます。(令和6年後にも受審予定)

### 11 感染症に対する取り組み

感染症を防ぐため最大限に努力を行うと共に、発生した場合は、関係機関と連携を図り 速やかに対応を行い、感染拡大防止に努めます。

- (1) 感染症の感染を防ぐための取り組み
  - ・職員は毎朝検温を行い、体温と共に体調についても管理者に報告します。 体調がすぐれない場合は出勤を控え、自宅療養および受診し体調管理に努めます。 また適宜マスクを着用し、手洗いうがいに努めます。
  - ・来園者には、来園前に健康状態を把握していただき、体調がすぐれない場合は来園を 控えていただくよう周知を行います。
  - ・利用児の在籍園、在籍校が学級閉鎖、学校閉鎖の場合、利用を控えていただくよう周

# 知します

・館内の清掃に努め、玩具、室内等も適宜消毒を行います。

# (2) 感染症の罹患者が確認された場合の対応

- ・感染症により、必要な日数自宅療養をお願いします。
- ・状況に応じて関係機関に速やかに報告を行います。
- ・感染状況により、園閉鎖等を実施し感染拡大防止に努めます。
- ・休園中も利用者の健康観察に努めます。
- ・職員についても同様の措置を行います。

# 4 多機能型事業所「摂津市立ひびきはばたき園」

#### 1 運営方針

ひびきはばたき園では、利用者一人ひとりの状況を踏まえながら、利用者の基本的人権を 尊重し、利用者が主体的にいきいき・のびのびと園や地域で生活できるように支援します。

令和 5 年度も引き続き、新型コロナウイルス感染予防の徹底に取り組みます。生活介護では、充実した活動を提供できるように外部講師を招き、専門的な知識を教えて頂きます。 就労系サービスでは、以前からニーズの高かった送迎サービスを実施します(1年間の期限と希望者のみ)。

また、家庭状況により個々の抱える様々な問題に対して、相談・生活支援を引き続き行い、解決・改善に努めます。そして、新規事業の提案・既存事業の見直しはもちろんのこと、利用者一人ひとりの安全と安心を確立しながら日々、充実したサービスが提供できるよう取り組んでいきます。

#### 2 重点課題

- (1) 生活介護
- ① 構造化

これまで培った構造化の経験と知識を外部に発信できるよう、事例の研究や情報収集を行い、障害特性に合った専門的な支援及び環境設定を整えます。

- ② 生産活動 1年間通して活動が維持・継続できるように、新規請け負い作業の開拓を行います。
- ③ その他 外部から講師を招き専門的な知識や技術を利用者に提供できる環境を整えます。

#### (2) 就労継続支援 B 型

① 小型家電リサイクル事業

解体資源(パソコン等)を摂津市からの支援だけではなく、啓発活動(営業、チラシの配布等)を進めながら地域に広め、解体資源(パソコン等)の回収量増加を目指します。

② その他

ダイキンサンライズ摂津、フレッシュファーム、市請負作業等を安定的に確保し、収入増加を目指します。

- (3) 就労移行支援
- ① 利用者確保

支援学校や各関係機関と連携しながら、就職に繋がるカリキュラムの見直しや実習 先の開拓を行い、選ばれる事業所を目指します。

#### (4) 自立訓練

① 利用者確保

啓発活動(パンフレットやパワーポイント)を充実させ、事業所の魅力を発信し選ば れる事業所を目指します。

② カリキュラム

就労移行との一体型サービス(2年+2年)やカリキュラムを見直し、基本となる内容のマニュアルを作成し、充実したカリキュラムを目指します。

③ その他

施設外活動(公共交通機関利用等)を再開し、より良い地域生活が送れるような取り 組みを行います。

#### 3 事業内容

#### (1) 生活介護

生活介護事業は、支援が必要な方に、日中の生活介護(食事、排泄等)、創作活動、生産活動の機会を提供し、身体機能の維持と向上、生産活動の向上に必要な支援を行います。利用者一人ひとりに個別支援計画を立て、専門知識・技術に基づく支援による日中活動の場を提供し、各関係機関との連携を図りながら、利用者が地域で安心して生活できることをめざします。

① 療育・機能訓練

身体障がいや高次脳機能障がいなど、多様な障がいに応じて支援の充実を図り、身体機能の維持・向上のためにニーズに合わせたプログラムを実施します。ストレッチやリラクゼーションなどの療育的アプローチに合わせ、理学療法士による訓練とアドバイスを基にプログラムを提供します。

また月2回専門職による音楽療法を行います。

- ② 運動 ・エアロバイク ・筋トレ ・散歩
- ③ 創作活動 ・壁面作り
  - ・作品制作(外部講師の指導による専門性のある作品)
- ④ 作業 ・缶潰し作業
  - ・和紙作業(名刺、カレンダー、はがき、ポチ袋、しおり等)
- ⑤ 送迎

リフト付き自動車等を使用して、全ての利用者にドアツードア送迎を実施します。

⑥ 通院支援

利用者本人または、家族の付添だけでは通院が困難な場合、支援を行います。

- ⑦ おやつ作り、調理訓練
  - 栄養士を中心に、食に対する興味や楽しみを味わえる活動をします。
- ⑧ 構造化

強度行動障がいや自閉症スペクトラムの利用者が、集中し落ち着いて作業や活動に

取り組めるよう環境を整え、目で見て手順が明確にわかる等の取組みを行います。

⑨ 特別プログラム

集団活動に乗れない利用者(引きこもり等)に対する個別支援の一つとして環境調整 を重視したプログラム等、個別に応じた活動を提供します。

10 生産活動

株式会社フレッシュファームより軽作業を請負い、自立と社会参加を目的とし、将来 的に利用者へ工賃の支払いをめざします。

# (2) 就労移行支援

就労移行支援事業では、一般就労を希望する方に、訓練期間を原則2年間とし、就労に必要な知識の習得や能力の向上のために必要な訓練や就労継続支援B型の作業資源を利用した訓練等を行います。また、求職活動、職場体験、職場への定着のために必要な支援を行います。

- ① カリキュラム
  - ・トータルマナー ・コミュニケーション ・求職活動 ・ジョブプログラム
- ② 作業
  - ・陶芸 ・軽作業 ・小型家電リサイクル事業 ・施設外清掃
- ③ 職場実習·訓練校体験入校
- ④ 求職活動支援と職場定着支援
  - ・ハローワーク、就業・生活支援センター、障害者職業センター (職業評価)等の 専門機関との連携
  - ・6か月間の職場定着支援
- ⑤ 送迎 必要な利用者については、バス停を設けての巡回送迎

#### (3) 就労継続支援B型

就労継続支援B型事業では一般企業で就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、 充実した日中活動と、就労を意識した支援を十分に時間をかけて実施します。

① 軽作業(請負作業)

株式会社ダイキンサンライズ摂津、株式会社エッグ住まいる工房、株式会社フレッシュファーム、官公受注

② リサイクル事業(施設外就労)

摂津市から委託を受け、施設外就労として摂津市リサイクルプラザで食品トレーの 分別・梱包作業に取り組みます。

③ 小型家電リサイクル事業

小型家電リサイクル事業は「希少金属の再資源化」で利用者の働く場の提供とともに 社会貢献に寄与します。回収量の確保、解体技術の研鑽などの課題を解決し、工賃ア ップに繋げます。

④ 工賃の向上と配分

収益については、毎月の支払工賃と年3回の一時金で、均等に配分します。昨年度の 一カ月の平均工賃は47,304円ですが、今後は、さらなる工賃向上をめざします。

⑤ 送迎 必要な利用者については、バス停を設けての巡回送迎。

#### (4) 自立訓練(生活訓練)

将来的に就職を希望する方に就労に向けた生活能力を高める訓練を 2 年間実施して、働く前の学びの場を提供します。多様なカリキュラムで社会生活スキルの習得をめざします。

- ① 社会生活スキルの習得
  - ・挨拶、返事 ・地域活動におけるルール、マナー ・コミュニケーション
  - ・集団参加
- ② カリキュラム
  - ・読み書き計算 ・身だしなみ ・金銭管理、買い物 ・調理実習
  - ・体力作り・SST・個別プログラム・会暇活動
- ③ 送迎 必要な利用者については、バス停を設けて巡回送迎

## 4 目標工賃、工賃対比表

① 就労継続支援 B 型

令和3年度 平均工賃	令和 4 年度 平均工賃	令和5年度 目標平均工賃
52,376円/月	47,451円/月 ※見込み額にて計算	53,000円/月

## ② 就労移行支援

令和3年度 平均工賃	令和 4 年度 平均工賃	令和5年度 目標平均工賃
5,773円/月	5,966円/月 ※見込み額にて計算	6,000円/月

# ③ 生活介護

令和3年度 平均工賃	令和 4 年度 平均工賃	令和5年度 目標平均工賃
2,823円/年	3,060円/年 ※見込み額にて計算	3,200円/年

## 5 個別支援計画

利用者及び家族の意向とアセスメントを踏まえ、ストレングスの視点で利用者の個別支援計画を作成し、同意を得て支援を実施します。サービスによって3カ月・6カ月毎に見直しをして、PDCAサイクルで継続した支援を行います。

## 6 生活相談

随時個人面談を行い、日常生活や介助面等の悩みや相談を受け、また、利用者の思いや考え、望みを受け止め、その解決に向けた支援を個別に行います。

## 7 家族への支援

家庭生活での悩みや問題を解決できるように、利用者を含めた家族に必要に応じて支援を行います。また、自主的活動である家族会にも支援や協力を行います。生活介護では連絡ノートを利用します。そして機関誌の発行を通して、園での活動や取り組みについて、家族に知らせます。

- ・連絡ノート ・電話連絡 ・家族会への援助 ・行事への参加
- ・個人面談、家庭訪問の実施・機関誌及び月予定表の発行
- ・給付費支給申請の援助や行政手続きの代行

### 8 職員からの情報提供

地域生活を送る上で必要な情報(福祉サービスや制度、地域情報、余暇の場、病院、公共 機関等)を職員から伝えていきます。

# 9 行事

- ・生活介護…小グループでの園外活動・社会見学・食事会
- ・就労系…体験学習(一日野外活動)・食事マナー訓練(自立訓練)

#### 10 進路指導・アフターケア

退園後の進路について、利用者に合った進路先を利用者・家族と一緒に考え、進路先への スムーズな移行ができるための取組みを行います。また、退園後一年間は進路先や家庭への 訪問を実施し、障害者総合相談支援センターや各関係機関と連携した支援を行います。

#### 11 自治会(就労継続支援B型)

自治会を利用者の自主性を引き出し自己決定できる力を育む機会として、側面的に援助します。

## 12 健康管理

利用者個々の健康状態を常に把握し、健康の維持・増進を図ると共に疾病及び感染症予防 に努め、心身ともに良好で快適な生活ができるよう、次の項目を実施します。

- ・看護師来園 (年26回) ・整形外科医来診 (年6回) ・精神科医来診 (年3回)
- ・内科医検診(年2回) ・歯科医検診(年1回) ・検尿(年2回) ・体重測定
- ・身体測定 ・血圧測定 ・通院担当医調査 ・服薬管理 ・健康相談サービス
- ・通院支援 ・保健だよりの発行 ・研修、講習会の参加 ・衛生及び環境整備
- ・新型コロナ対策 「検温、手洗いうがいの徹底、園舎内消毒、フェイスシールド着用、 支援時の防護服、ゴーグル、登園時に体調チェックシートの提出、 職員に携帯用アルコール配布

#### 13 給食の提供

食事摂取基準に基づき、栄養素の摂取不足によって生じるエネルギー及び栄養素欠乏症の予防に留まらず、過剰摂取による健康障害の予防、生活習慣病の一時予防も目的とした食事の提供を行います。また、給食で提供する食事は利用者の健康の保持増進や家庭における食生活の意識向上をめざします。そして利用者の嗜好にあった給食の提供に努め、そのために、委託業者との連携を密にして、月1回の給食検討のための会議を開催します。また、利用者給食会議を2ヵ月に1回開催します。

栄養・調理部門も利用者のQOL向上をめざす立場を明確にし、支援部門との連携・チームワークを深めていきます。契約内容の遵守・履行(刻み食等の特別食の加工調理も契約内容に含む)を引き続き行います。

食の安全安心を提供する意味においても給食で使用する食材の産地表記を記録し、希望があれば公表することもできます。

- ・給食だよりの発行(年12回)・残食調査
- ・検食簿 ・嗜好調査 ・情報提供

### 14 施設・設備にかかる補修・修繕

ひびきはばたき園は、設立より39年が経過し老朽化及び地震や台風等の影響で、年々、園舎全体の修繕や各作業場内の備品や電気機器の故障等も増えております。今後も定期的な点検と計画的な改修・修繕、新型コロナウイルス感染予防対策等が円滑に進むよう市障害福祉課と協議していきます。今後、新たな事業展開を進める事で、一人ひとりの人格と個性を尊重し、可能性を最大限に発揮できるよう職員一同、新年度事業に取り組んでいきます。

令和5年度は、園舎照明設備のLED化、和室の畳からフローリングに回収し多目的室としての活用、掃き出し窓の改修や手すりの設置など利用者が快適に過ごしやすい環境に改修します。

# 15 各種会議・委員会

施設運営に関する事項及び利用者に対する指導内容の向上について協議し、効率的かつ 円滑な業務運営を推進するため、次の各種会議及び委員会を開催します。

会議・委員会	実施回数	参加者	内容
指導会議	随 時	各サービス職員	利用者や活動、作業等につ いての情報の共有
職員会議	 随 時	 全職員	周知や問題の検討
グループ会議	随 時	各クラス担当職員	利用者や活動、作業等につ いての情報の共有
ケース会議	随 時	全職員または各サ ービス職員	利用者についての情報の 共有と問題の検討
個別支援モニタ リング会議	(生活介護、継続 B 型) 6ヶ月に1回 (就労移行、自立訓練) 3ヶ月に1回(	各サービス職員	利用者一人ひとりの現状 と見直し・課題の整理。今 後の支援内容の検討
給食会議	毎月1回	(事業所) 担当職員、栄養士 (委託業者) 調理員、栄養士 担当営業者	一カ月の振り返りと翌月 の献立の相談。利用者から の要望の収集
利用者給食会議	2ヶ月に1回	利用者、栄養士	給食への希望などを聞き、 献立に反映。食育活動
リーダー会議	毎月1回	管理者、主幹、 主任	園での課題や問題等の検 討
施設連絡会	毎月2回	管理者	各事業所の情報共有
行事実行委員会 ※運動会 作品展等	随 時	各実行委員(担当 職員数名)	行事のための企画・運営
虐待防止・身体拘 束等適正化委員会 (法人内)	随時	管理者、代理、 主幹、主任	法人での防止対策や問題 に対しての取り組み
虐待防止権利擁護 委員会(施設内)	毎月1回	管理者、代理、 主幹、主任	苦情解決や虐待防止のた めの取り組み
サービス向上 委員会	毎月1回	管理者、代理、 主幹、主任、 サビ管	利用者へのサービスの質 を高める取り組み

# 16 研修計画表

(支援職員)

時 期	研修名	主催者	参加人数
5月	脊柱体幹機能障害に対する 徒手理学療法理論と技術の 導入	一般財団法人大阪府理学療法 士会生涯学習センター	1名(理学療法士)
6月	大阪府障がい者 IT サポータ ー養成研修会	大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター大阪府 IT ステーション	1名(生介職員)
	サービス管理責任者基礎研修 (3日間)	一般社団法人大阪府地域福祉 推進財団 (ファイン財団)	1名 (生介職員)
	ステップアップ講座「問題 行動の理解と対応」	一般財団法人自閉症 e サービス全国ネット	1名 (生介職員)
	ステップアップ講座「事例 検討②(支援の実際)」」	一般財団法人自閉症 e サービス全国ネット	1名 (生介職員)
7月	就業支援基礎研修(3日間)	独立行政法人高齢・障害・求 職者雇用支援機構大阪障害者 職業センター	1名(就労職員)
	就労支援実践研修発達障害コース	独立行政法人高齢・障害・求 職者雇用支援機構大阪障害者 職業センター	1名 (就労職員)
	てんかん基礎講座	公益社団法人日本てんかん協 会	1名 (生介職員)
8月	強度行動障害支援者養成基 礎研修(2日間)	大阪府障がい者自立相談支援 センター	1名 (生介職員)
9月	おさえておきたい口腔ケア のキホン~口腔ケアで感染 症予防~	公益社団法人関西シルバーサ ービス協会	1名 (生介職員)
371	障がい者虐待防止について 考える~利用者主体の支援 とは~	大阪市社会福祉協議会大阪市 社会福祉研修・情報センター	1名 (生介職員)
1 0月	「言葉を失っても働き続ける」〜第1回失語症・高次脳 機能障害、公開インタビュー&事例検討会〜	NPO 法人 Re ジョブ大阪チーム脳コワさん実行委員会	1名 (就労職員)
	福祉送迎運転者講習会(会場参加型)	一般財団法人日本福祉車輌協会	1 名 (生介職員)

	訪問コンサルテーション(構	NPO 法人自閉症 e スタイル	1名
11月	造化支援)	ジャパン	(生介職員)
12 月	強度行動障害支援者実践研	大阪府立砂川厚生福祉センタ	1名
12 / 1	修(2 日間)	_	(生介職員)
1月	接遇マナー・電話対応	大阪市社会福祉協議会、大阪 市社会福祉研修・情報センタ ー	1名 (生介職員)
	サービス管理責任者実践研	社会福祉法人大阪府社会福祉	1名
	修	事業団	(就労職員)
	サービス管理責任者等更新	一般財団法人大阪府地域福祉	1名
	研修(1日間)	推進財団(ファイン財団)	(就労職員)
	相談支援従事者初任者研修	社会福祉法人大阪府社会福祉	1名
	(3日間)	事業団	(就労職員)
2月	SST 初級研修(2日間)「ファ	兵庫 SST 研究会&交流会	1名
	ーストレベル研修会」		(就労職員)
	SST スキルアップ&フォロ	兵庫 SST 研究会&交流会	1名
	ーアップセミナー(中級研		(就労職員)
	修)		(机力

## (栄養士)

時 期	研 修 名	主 催 者	参加人数
6月	感染症予防対策講習会	大阪府社会福祉協議会	1名
6月	食中毒予防講習会	大阪府茨木保健所	1名
9月	北ブロック合同研修会	大阪府茨木保健所	1名
11月	北ブロック合同高血圧 予防講習会	大阪府茨木保健所	1名
11月	特定給食講演会II	大阪府	1名

## 17 災害事故防止対策

災害(火災・地震等)の際には特に配慮を要する障がい者が施設を利用していることから、安全の確保を第一とした訓練を実施します。そして、利用者に対して行うサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

・通報、消火訓練(年2回)

震災訓練(年2回)

避難訓練(月1回)

・環境整備(随時)

· 防犯訓練(年1回)

・救命救急講習会

# 18 秘密保持と個人情報の保護

サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。サービスを円滑に提供するため、他の障害福祉サービス事業者等との情報の共有が必要な場合がありますが、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で用いる等、利用者の個人情報を他の障害福祉サービス事業者等に提供しません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、他の障害福祉サービス事業者等に提供しません。

#### 19 虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待の防止に関する責任者の選定を行います。責任者は法人の「虐待防止・身体拘束 等適正委員会」のメンバーを兼ねます。
- ・年に2回職員セルフチェックを実施します。職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制と、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備のために、施設内に虐待防止委員会を開催します。
- ・虐待防止を啓発・普及するための研修を実施し、研修を通じて職員の人権意識の向上、 知識や技術の向上に努めます。
- ・苦情解決体制の整備を行います。
- ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・成年後見制度の利用支援を行います。

## 20 医療機関及びショートスティ先関係機関との連携・協力

「担当医調査」等必要に応じて医療機関とも資料提供や連絡を取り、また、市内ショートスティ先と事前面接等、ケースの引継ぎを行い、定期連絡会を実施します。また、園・医療機関・市福祉担当課との連携を要するケースも多く、地域でのケアをスムーズに行えるというねらいをもって援助していきます。他の事業所を利用されている利用者も多いことから、各関係機関(地域包括支援センター、保健センター、グループホーム)との連携強化を図っていきます。

#### 21 施設の社会化

利用者の地域生活が充実するように、積極的に地域に出かけ交流を行っていきます。また、 利用者が安心して地域生活での活動を行えるための支援者作り等(ボランティア養成、学校 教育への協力)に努め、地域との交流を図ります。

## 22 苦情解決システムとサービス向上委員会の開催

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を解決責任者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する場合はその旨を翌日までには連絡します。)また、要望についても真摯に傾聴し、相談に応じます。年1回満足度調査(アンケート)を実施し、サービス向上委員会を開催します。

- ・苦情受付担当者、苦情解決責任者の配置
- ・第三者委員の設置
- ・外部相談機関の利用者への周知
- ・サービス向上委員会の開催、サービス向上委員の配置

# 23 年間行事計画(全サービス)

月	主な行事	定 例 行 事
月	, , ,	た パリ 1」 事
4	・歓迎会	
5		〈主 要 行 事〉
6	・懇親会	・総合消防訓練(年2回)
7	・食事会	・家族会(年2回)
8		・家族会大掃除(年1回)
9		・体験学習(年1回)
1 0	・法人運動会	・園外活動(年10回)
1 1	・社会見学	・おやつ作り(年10回)
1.0	・ジャンボクリスマス会	・バザー出店・楽土市
1 2	・風船バレーボール大会	・食事マナー訓練
1		〈月 例 行 事〉
2	・作品展と音楽鑑賞会	・避難訓練
3	・スプリングフェスタ	

#### 24 日課予定表

#### (1) 生活介護

時間	利用者の日課	職員の役割
8:30~10:00	利用者登園・検温等	開園・バス連絡事務・朝礼
		送迎車(車内支援)
		受入準備

10:00~10:30	更衣・排泄・水分摂取	健康状態の把握・連絡ノート確認
		更衣・排泄・水分摂取支援
10:30~11:45	朝の会・体操	作業他・個別プログラム支援
	クラス別活動	
11:45~13:00	給食準備	食事支援・介助
	給食・排泄・検温等	片付け
13:00~14:30	クラス別活動	作業他・個別プログラム支援
		連絡ノート記帳
14:30~15:00	水分摂取・休憩	
	食堂掃除	
15:00~15:30	降園準備 (更衣、排泄)	更衣・排泄支援
	終りの会	
15:30~17:00	降園	送迎車 (車内支援)
		支援状況等の報告
		各日誌・ケース記録の記載
		施設内清掃・点検・終礼
17:15		閉園

# (2) 就労移行支援・就労継続支援B型・自立訓練

時間	利用者の日課	職員の役割		
~8:45		開園・連絡事務		
8:45		朝礼・出欠確認・作業準備・送迎		
8:50~12:00	利用者登園・検温等	健康状態の把握		
	更衣	作業指導・安全確認・カリキュラム		
	朝礼	(訓練)・作業状況・工程の確認		
	作業			
12:00~12:45	昼食・片付け・体操・休憩	食事支援		
12:45~14:15	作業・検温等	作業指導・安全確認		
		作業状況・工程の確認		
14:15~14:25	休憩(水分摂取)			
14:25~15:40	作業	情報提供~月2回		
		自治会~第1・3・5水曜日		
		その他 終日作業日		
15:40~16:00	終礼・更衣・検温等	作業場の整理		

16:00~17:00	降園	指導状況等の報告・職員会議
		各日誌・ケース記録の記載
		施設内点検・清掃・作業場の整理・
		翌日の作業準備・終礼・送迎
17:15		閉園

# 25 日中一時支援事業

空床利用型として、定員1日3人で実施します。学校の長期休暇中や他事業所の休暇日、 家族のレスパイト、日中活動の場を求める利用者等、また利用対象者が児童と障がい者と年 齢幅も広いため、ニーズに即したサービスを提供していきます。

## 26 移動支援事業 (ガイドヘルパー派遣事業)

外出する機会を確保することにより、障がいのある方の社会参加の保障や余暇支援の充実を支援することを目的としています。また利用者等が居宅において自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、利用者の身体状況や置かれている環境に応じて、外出時におけるサービスを適切かつ効果的に行います。そして、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を行います。

#### (1)移動支援サービスの質の向上

登録ヘルパーに対する定期的な研修により、職業倫理と障がいのある方に対する基本 的介助法の確認及び障がい福祉に関する専門知識の習得を行います。

- ・採用時研修(採用後1か月以内)
- ・登録ヘルパー研修(年12回)
- ・法人内で実施される研修の活用

# (2)移動支援登録ヘルパーの確保

登録ガイドヘルパーの確保増員に努めます。

### 27 福祉サービス第三者評価

令和3年度に受審した「福祉サービス第三者評価」の結果を基に、課題を具体的に把握し、 サービスの質の向上に結びつけることができるよう、職員間で結果を共有し業務に取り組 んでいきます。(次回は令和6年度に受審予定)

# 28 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う措置・対応

令和 4 年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の日本国内での感染者拡大を受け、 登園自粛や休園を利用者に呼びかけながらも開園をしました。今後も、施設内のドアノブや 机等を登園前と降園後に消毒し、登園時の検温と手洗いうがいの徹底、体調チェックシート の提出等を実施し健康管理に努め、職員からの感染拡大を阻止するため、携帯用アルコール の使用や支援時の防護服、ゴーグル、フェイスシールドを着用しています。また、新型コロ ナウイルス感染者発生時の対応、BCP(事業継続計画)、緊急連絡先リスト等の整備を行い、万が一の際も対応できるよう努めていきます。そして、利用者にも視覚的にわかりやすい掲示物やパネルを用意しながら、安全安心に活動に取り組み引き続き令和 5 年度も感染 者ゼロを目指していきます。

# 5 摂津市立身体障害者・老人福祉センター

#### 1 運営方針

総務省統計局によりますと 2022 年 9 月現在、65 歳以上の高齢者は 3627 万人となり総人口に占める割合は 29.1%で過去最高となっています。 2025 年(令和 7 年)には、団塊の世代約 800 万人が 75 歳以上となり、後期高齢者人口が約 2,200 万人に膨れ上がると言われています。また、その 10 年後の 2035 年には 3 人に 1 人が 65 歳以上となる事が推計されています。超高齢化社会での重要な目標の一つとして「健康寿命の延伸」が挙げられます。そのためには、健康の増進や学習活動等への参加、そして、活き活きとふれあえることができる場所が大切となります。身体障害者・老人福祉センターは、地域におけるコミュニティ形成の場として、その役割はとても重要であると考えています。

日本で新型コロナウイルス感染症が流行し 3 年以上が経過しました。マスクの取り扱いは個人の判断に委ねられるようになった事や、ゴールデンウイーク明けには感染症法上、季節性インフルエンザなどと同じ「5 類」の取り扱いとなります。しかし、その感染力や特に高齢者にとって感染時の重症化リスクが高いとされることに変わりはなく高齢者の利用施設として、引き続き、基本的感染対策である「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、換気等をこれからも徹底し、可能な限り安心で安全に利用していただける環境となるように努めます。

コロナ禍での取り組みについて、代表的なものとしてカラオケ教室場面においてオンラインミーティングアプリを活用して、歌う方と聞く方を別部屋にする試みについて、コロナ前のような実施方法に戻すのか、何が最善であるかを随時模索しながら判断し推し進めます。そして、職員はコロナ禍で培ってきた発想や工夫をしながら、各種事業への反映、利用者への提案を行っていきます。今後につきましても、「共に歩もう!笑顔で・元気で・協働で」の施設スローガンのもと、利用者の"健康づくり・生きがいづくり・友だちづくり"に寄与するとともに、きめ細やかなサービス提供を行います。

本センターは昭和 59 年に開所し 40 年目を向かえる施設であり、各所で経年劣化が避けられない状態です。年々施設の修繕や電気機器の故障による修繕などに経費がかかるようになっています。利用者に安全・安心かつ快適に利用していただくために、今後についても定期的な点検を実施し、建物内外部・外構・電気設備・空調設備等の計画的な補修・修繕を市と協議し、進めていきます。

# 2 事業内容

#### (1) 主催事業

高齢者・身体障がい者の方を対象に、"健康づくり"や"生きがいづくり"などを目的として様々な事業を実施します。既存事業の内容等の見直しを"創意工夫"のもと行います。一堂に会することがためらわれる中、オンラインの活用についても模索していきます。各主催事業では、利用者にとって地域の方とコミュニケーションの輪を広げられる場・憩いの場となるよう市民の方に愛される地域密着型の施設運営を行っていきます。そして、健康

づくりへの関心をより高めるための仕組みづくり、取り組みの「見える化」を検討します。

①「スマホ講座」

社会全体のデジタル化が進められている中、そのツールの一つであるスマホ講座を3回連続コース(年間4回)定員6名で実施します。スマートフォンについては利用者の中での所持率もかなり高くなっており、ニーズの高さが伺えます。実施内容を明確にしてターゲットを絞ったうえで参加者募集を行います。

- ②「男性のための筋トレ&ストレッチ教室」及び「男性のための体操教室」 ニーズの高さから、2クラス設け実施します。内容は、生活習慣病や介護予防に役立つ、筋トレ・ストレッチ・体操を中心に行います。
- ③「健康体操」

初めて受講する方を対象に、健康増進や介護・フレイル予防を目的に実施します。

④「つどい場」

高齢者の居場所として、参加者間の交流・心身発散、機能低下予防や認知症予防を 目的としながら、ボッチャや風船バレーなどの軽スポーツや押し花、祝箸袋づくり などのクラフト、脳トレ体操等を取り入れます。また、できる範囲で運営・手芸ボ ランティアに活躍していただける機会を設けるよう検討します。

⑤ 「カラオケ教室 (午前・午後クラス) |

特に感染対策が必要な事業であり、密回避のための机やイスのセッティング、換気や手指・マイクの消毒など、細部まで気をつけていかなければいけません。原則として、オンラインミーティングアプリを活用し、歌う方と聞く方を別部屋にした環境で実施します。心身の発散・健康の増進などを目的とし、参加者の自主性を尊重しながらサポートします。毎月1曲の課題曲を決め、反復練習と成果発表を行うことに加えて、それぞれのお好きな曲を歌っていただく時間を設けます。そして、つどい場事業とコラボレーションし、脳トレ体操等についても行います。

⑥「初級・中級レベル短期パソコン講座」 定員を5名とし、3~5回連続コースで年4回実施します。内容としましては、 パソコンの基本操作や簡単な文書を作成する他、年賀状づくりなどを行います。

⑦「エアロバイク」

健康増進・維持、運動不足解消、リハビリの一環などの目的を持ち利用していただいています。利用者からは手軽に利用ができると好評をいただいています。利用開始時に、運動トレーナーによる講習会を受講していただき、より効果的かつ安全に利用できるようにします。現在の利用登録者数は 144 名(R5.2.20 現在)となっています。

⑧「ふれあいの里ツアー」

センター利用者を対象とし、交流・親睦を深めていただく事を趣旨とし、これまで 実施35回を数える事業となります。コロナ禍において3年連続実施できていませ んが、実施に向けて模索していきたいと考えています。

⑨「軽スポーツ&ゲーム&クラフト等体験 week」 つどい場等で実施している軽スポーツやクラフトの他、活動利用されている太極 拳や陶芸などの体験をしてもらいそれぞれの内容に興味を持っていただき、利用 者増につなげる狙いや、交流・親睦についても深めていただけるよう実施します。

#### ⑩「作品展及び活動紹介月間」

利用者の活動成果の発表の場として、陶芸や書道などの作品展示や動きのある体操や太極拳などの活動写真を撮り、スライドショーにして館内のテレビモニター や施設ホームページなどで紹介します。

#### ①「多世代交流会」

様々な世代や障がいのある方・ない方が、同じ目的・時間を共有することで、お互いを知り、理解するきっかけづくりとして、楽しく交流できる事業として発想力をもち企画立案・実施します。

## (2) 受託事業

①「いきいきカレッジ(老人大学)」

受講者に仲間づくりや生きがいづくりをしていただくねらいや、これまで培ってこられた社会経験や人生経験に加え、この講座でより教養を深めていただき、地域のリーダー的役割を担っていただくことを目的とします。コロナ前よりも短期間及び定員人数についても少なくして実施します。内容につきましては、一般教養科目の他、"ものづくり"、"体操"、"パソコン+スマホ"の専門科目を行います。

②「はつらつ元気でまっせ講座(介護予防事業)」

市民グループからの要請に応える出前講座(全6回コース)であり、内容につきましては、運動を中心に栄養・口腔の講義を取り入れ、参加者の健康状態の維持・向上に努めます。自主グループとして、活動が継続されることを期待し行っているため、講座終了後は1ヶ月後のフォローアップ・支援に努め、地域に根ざしたグループ作りをめざします。半年後には体力評価も実施します。

#### (3) 同好会・自主グループの育成

既存同好会の活動に対して協力・援助を行います。また、運営面に関するアドバイス等を行います。そして、自主グループ立ち上げ希望の団体があれば助言等を行います。

#### (4) ボランティア活動の助成

手芸ボランティア 及び つどい場運営ボランティア活動では、それぞれ 10 名程の方々に活躍していただいています。今後、より活躍の幅を広げていただけるようにサポートしていきます。

### (5) 市主催事業への参加

市主催事業である"こどもフェスティバル"や"老人福祉大会"が実施される場合、参画を検討したいと考えています。利用者が"生きがい・やりがい"を見いだせるようサポートします。

#### (6) 身体障がい者の方の活動拠点

市内には摂津市身体障害者福祉協会をはじめとする障がい者団体が存在します。 その方たちの親睦や交流、総会等の貸館申請があった場合、随時受け入れ、団体の活動拠 点施設のひとつとして、障がい者福祉向上の役割を果たしていきます。

# 3 施設・設備にかかる補修・修繕

現指定管理受託期間である"2019 年度~2023 年度修繕・備品購入計画"に基づき、今年度は外壁塗装工事・屋上防水工事・1 階トイレ改修工事に向けた設計を行います。その他、老朽化して不具合がでた個所の修繕を行っていきます。

## 4 各種会議

効率的かつ円滑な業務運営を推進するため次の会議を開催します。

・施設連絡会議(月2回) ・職員会議(随時) ・行事実行委員会(随時)

## 5 職員研修

職員の資質向上・スキルアップや利用者への接遇向上のため、各種研修を受講します。

## 6 災害防止対策

災害の際、特に配慮を要する利用施設であることから、安全確保・スムーズな避難等を行 う事や、有事においての対応を考えるきっかけづくりとして、総合消防訓練等を実施します。

#### 7 年間計画(予定)

## (1) 主催事業

実 施 月	事 業 名			
通年	男性のための筋トレ&ストレッチ教室			
"	男性のための体操教室			
"	健康体操(初めての方対象)			
"	つどい場			
η	カラオケ教室(午前・午後クラス)			
5月・7月・10月・1月	スマホ講座			
各3回連続コース	○ ▼ 小神座			
不定期(年4回)	初級・中級レベル短期パソコン講座			
3~5 回連続コース	が放って放び、ためないのは対し、プログ語性			
8月~12月	第 55 回いきいきカレッジふれあいの里講座			

11 月	軽スポーツ&ゲーム&クラフト等体験 week
1月~2月	作品展及び活動紹介月間
2 月	第 36 回ふれあいの里ツアー
3 月	多世代交流会
不定期	はつらつ元気でまっせ講座

## (2) 同好会活動(団体名・回数・活動曜日)

## ① 運動系

・え~やろ仲良会 … 月2回/月曜日

・さわやかマンデー … "

・いきいきふれあいの会 … 毎週1回/火曜日

・健康体操ABCD … 各グループ月2回/木曜日・太極拳 … 月2回~4回/金・土曜日

# ② 文化系

・陶 芸 1 組 … 毎週1回/火・木曜クラス

・陶 芸 2 組 … 毎週1回/水・土曜クラス

·書 道 悠 墨 会 … 月2回/火曜日

・パソコン撫子会 … 〃

·パソコン 44 会 … "

・パソコン同好会 … 月2回/水曜日

・革 工 芸 … 月2回/木曜日

## (3) その他団体活動・いきいきカレッジOB等(団体名・回数・活動曜日)

・手 芸 ボ ラ ン テ ィ ア … 月2回/月曜日

・46 期 パソコン科 O B … 月2回/水曜日

・48 期 パソコン科 O B … 月2回/木曜日

・パソコンあじさい … "

· 摂津市身体障害者福祉協会 … 年数回(予定)

・緑クラブ(近隣老人クラブ) … 年2回程度(予定)

#### 8 施設における基本的な感染対策について

高齢者の利用施設として、引き続き、玄関に非接触型体温測定計・消毒機を設置、館内 各所に手指消毒液を配置します。また、換気扇・冬場の加湿器等の有効利用を行い安心安 全に利用していただけるよう配慮します。

# 6 摂津市障害者職業能力開発センター「せっつくすのき」

#### 1 運営方針

摂津市障害者職業能力開発センターは大阪府の特別委託訓練施設として昭和61年4月に開所して以来、障がい者の職業能力開発訓練施設として歩んできました。身体障がい者対象のOA実務科と知的障がい者対象の実務作業科の2科を有し、それぞれ1年間にわたって職業訓練を行い、必要な職業能力の開発及び向上を図り、関係機関及び民間企業等の協力を得て、訓練生が適性と能力に応じた職業に就き、その職業生活の安定が図れるように取り組んでいきます。

障がい者の新規求職申込件数は増加傾向にあり、特に精神障がい者・発達障がい者の件数が伸びている状況の中、当センターにおいても身体障がい・知的障がいに重複する訓練生が多く、時代のニーズに合わせた多様な訓練ニーズの整備を進めていきます。

また、これまで大阪府から随意契約により受託して運営してきましたが、令和5年度契約からは公募によるプロポーザル方式が実施されています。当センターは全ての訓練がプロポーザル方式対象となりましたが、企画提案公募に応募の結果、令和5年度の運営について選定を受けて契約を締結しています。今後(少なくても4年間)毎年度公募によるプロポーザル方式が決定しており、訓練内容、設備環境、就職支援体制や就職支援内容、就職率など、より充実した企画力と訓練実施が必要であり、選ばれる能力開発校として弛みない努力を進めていきます。

さらに、修了生が安定した就労生活を送れるように、アフターケアを充実させるだけではなく、ハローワークや就業・生活支援センター等関係機関との連携を図りながら、生活相談・技術指導等様々な職場定着支援を行います。

昨年度は新型コロナウィルスの感染防止対策に努めて通常訓練を実施することができましたが、就職活動については、職場実習の自粛や中止など新型コロナウィルスの感染拡大の影響を受けました。今年度は、「新しい生活様式」を取り入れた訓練をより一層工夫して実施し、感染拡大防止に努めます。また、この厳しい現状において、国は法定雇用率を段階的に引き上げる見通しであり、障がいのある方々はより働きやすい環境が整いつつあります。企業からはスキルを習得している人材が益々求められると考え、当センターは能開校としての存在意義を発揮し、「働き続けたい」訓練生の願いを叶えていきます。

#### 2 事業内容

それぞれの訓練科目を通じて、職業訓練指導や社会生活指導・就職指導・健康管理を行います。

#### (1) 職業訓練指導

訓練生の障がいの多様化・重度化、訓練生個々の能力、社会のニーズを把握し、柔軟に 対応できるような訓練環境、訓練体制、訓練指導方法、訓練内容を充実させ職業訓練を行 います。

#### ① 職業訓練科目

#### (ア) OA実務科

一般事務就労を目標に、文書作成、Excel の基礎から応用技術の習得、ホームページの基礎や各種アプリケーションソフトの操作、会計入力処理、簿記、コンピュータの基礎知識等、事務処理全般における基礎知識についての訓練を行います。また、事務能力や情報収集・発信能力など実践的なIT能力を問う「日商PC検定試験(文書作成、データ活用、プレゼン資料作成、簿記初級)」、簿記等の検定試験と併せて資格取得をめざした内容の訓練を行います。そしてリモートワークに対応できるようにリモート訓練を実施します。

取得可能な資格・・・・日商 P C 検定(データ活用) 3・2級 日商 P C 検定(文書作成) 3・2級 日商 P C 検定(プレゼン資料作成) 3・2級 日商簿記検定 初・3級、日商電子会計実務検定 3・2級

#### (イ) 実務作業科

社会のニーズに応じた柔軟な訓練内容が提供できるように、従来から行っている 木工作業に加え、多様な作業訓練を導入します。様々な軽作業の疑似体験的実習を 取り入れ、またPCを利用した入力処理等就労先の仕事内容に適応できる能力の 習得をめざし、持続力・集中力や手指の巧緻性・作業スピード・正確性等の向上を 図ります。就労準備訓練として課題となるコミュニケーション力を高めるための SSTを充実します。

これまで実務作業科が実践してきた個々の特性に応じた支援、見通しが立つ支援、 安心できる支援体制を一層充実させて、発達障がいを持ち合わせる訓練生に対応 できるように努めます。

取得可能な資格・・・・日本情報処理検定協会(日本語ワープロ検定) 日本語情報処理検定協会のパソコン技能検定試験の資格取得を可能とします。

#### (ウ) 合同訓練(2科の合同訓練)

両科共に大きな課題となるコミュニケーション力に焦点を当て、障がいの壁を取り除いて各科をつなぐ合同訓練を充実します。年齢層の厚み、障がいの多様化に対応した就労準備訓練を開発し、各科の指導の強みと特長を融合させて互いにひびきあうよう訓練効果を上げていきます。また、実際の職場環境に即した実践的な実務訓練へと展開します。合同訓練ではSST、接遇、事務実務、パソコン操作などを主にグループワークを行います。

#### (2) 社会生活指導

就労に向けて、社会人としての日常生活習慣、自己の健康衛生管理や集団生活に必要な相互扶助・協調性、人間関係を保つ上での基本的なマナーを身につけるための社会生活指導を訓練生活全般で行います。

#### (3) 就職準備訓練

就職するにあたり、仕事に対する態度や心構えなど職業人としての意識啓発を図る指導を施設内外を問わず訓練生活全般で行います。入校後初回面談からキャリアコンサルティングを実施して、自身の障がい特性について理解や、これまでのキャリアや職業準備性、職業能力などを整理することで自己理解を促します。履歴書・職務経歴書などの応募書類の作成、ビジネスマナー、面接練習などを繰り返して実施します。

### (4)健康管理

主治医及び法人嘱託医である整形外科医、精神科医の検診及び相談を必要に応じて行います。また、入校時及び入校後概ね6ヵ月後に健康診断を実施します。

新型コロナウィルス感染対策として、登校時・昼食前の体温測定、健康チェック、手洗い・手指消毒を行っていきます。

有事に備えて、全訓練生から定期通院と服薬についての調査を行います。

#### 3 時間割

時限	1	休憩	2	3	休憩	4	5	休憩	6	7
時間	9:00	9:50	10:00	10:50	11:40	12:30	13:20	14:10	14:20	15:10
<b>⊬</b> /1 I⊟1	9:50	10:00	10:50	11:40	12:30	13:20	14:10	14:20	15:10	16:00

<sup>※1</sup>時限は50分授業とし、年間訓練時間は1,400時限以上とする

# 4 就職活動

就職支援担当者を配置し、各公共職業安定所及び関係機関、事業所との連携を図り、訓練 生の就職にかかわる活動を行います。

- ・事業所見学会 修了生が活躍している特例子会社見学
- ・就職相談各公共職業安定所指導官との個別就職相談
- ・事業所開拓 事業所の見学等を行い、訓練生の実習及び就職先の事業所の開拓を行います。
- ・校外実習観察 校外実習を行っている訓練生の状況把握と就職への援助並びに事業所に対する 助言、相談を行います。
- ・障がい者合同面接会大阪府、北摂各市(摂津市・茨木市・高槻市他)及び近隣の公共職業安定所主催の

障がい者雇用のための面接会に参加します。

## 5 訓練生の募集・施設の P R 活動

訓練生の募集、施設のPR活動のために各市役所、公共職業安定所、学校、病院、関係機関への連絡及び訪問を行います。また、大阪府の合同説明会(7・11・12月)や三島ブロック進路指導連絡会などに参加して、募集やPRを行います。

### • 入校相談

入校希望者の見学及び問い合わせ等について相談を随時行います。

#### •一日体験入校

入校希望者を対象に職業訓練の体験を随時行います。

#### • 選考試験

OA実務科(身体障がい者) 2月

実務作業科(知的障がい者) 12月

#### 6 アフターケア

多くの訓練生が社会で活躍していますが、依然として雇用環境は厳しく、新たに就職することは難しい状況にあります。せっかく就職をしても、短期間で離職するケースもあり、助言や相談等修了生のアフターケアを行います。また、企業に対しても、しっかりとしたアフターフォローをすることにより、当センターとの信頼関係が築かれ、在校生の雇用にもつながるよう継続していきます。

#### 7 各種会議

施設運営に関する事項及び訓練生に対する指導内容の向上について協議し、効率的かつ 円滑な業務運営を推進するため次の会議を開催します。

- ·法人内施設連絡会(月2回) ·行事実行委員会(随時)
- ・職員会議(月1回・随時) ・ケース会議
- ・法人内人材育成会議・法人内就労支援会議・法人内サービス管理者等会議

# 8 施設設備にかかる更新

大阪府の通達によって、身体障がい者対象の OA 実務科の 10 月入校生 (5 名) は 廃止され4月入校生 10 名に集約されました。これによって令和5年度4月入校生に 限り、OA 実務科在籍数 15 名、実務作業科 10 名の合計 25 名となります。(令和5年 度4月から9月末まで)令和5年度の前半期についてはプラス5名分の訓練環境を 整備する必要があります。 ①必要なパソコンなどの追加準備については、実務作業科用に購入している既存のノートパソコンにモニターとキーボードを付加して使用します。(6か月間レンタル)②OA 実務科が1クラス10名となります。OA 実務科の訓練室2室を1室の広い訓練室へと改修を予定しています。中央には間仕切りを加えて、大・小の訓練室を実現し、10名を2グループに分けてクラス編成を柔軟に実施するためと、時には10名を1クラスとしての訓練室を想定しています。また実務作業科のパソコン操作訓練でも使用を想定し、設備や環境を有効活用します。コロナ禍において、これまで約50名以上の参加がある入校式・修了式は、来賓や保護者を限定し、職員と訓練生の参加は別室からのオンライン参加などで対応することで、新型コロナウィルスの感染予防に努めてきました。これまでになかった広い大訓練室を行事や座学で活用したいと考えます。費用の3/4は国制度の人材開発支援助成金の設備更新を利用します。③男女・多目的トイレ乾式床材の下に雨水が入り込み、床の表面に凸ができて足元が不安定な状態になっているため、これ以上雨水が入り込まないように令和2年度に裏口腰壁防水工事行い、令和5年度はトイレの床材の張替えを行います。

## 9 災害防止対策・安全管理

災害(火災・地震等)の際、特に配慮を要する障がい者が施設を利用していることから、 安全確保を第一とした訓練を実施します。また、訓練中の事故・ケガ防止のために安全管理・ 安全教育を実施します。そして、SNS 安否確認ツールを活用して、訓練生と職員を繋ぎ、感 染症への注意喚起や災害時などの有事に備えています。

・避難訓練(総合訓練2回・地震2回・火災2回)

# 10 個人情報の保護

大阪府との「職業訓練委託契約書 個人情報取扱特記事項」及び「個人情報保護管理規程 及び方針」に基づき、個人情報の取扱いを適正に行います。

# 11 虐待のための対策

虐待は身体的なものと、心(言葉遣い・態度)に対するものと、さらに経済的なものがあります。訓練生への虐待を未然に防止するために、日頃から権利侵害を見逃さないようにし、虐待の芽を摘んでいくとともに関係機関と連携して取り組みます。また、法人内の虐待防止委員会に参加をしています。

#### 12 苦情解決について

苦情受付の窓口を設け、関係機関と連携して訓練生や家族等からの苦情に対しては誠意

# 13 年間行事計画

月	主 な 行 事	定例行事	検定試験
4	・入 校 式 (OA 実務科、実務作業科)	・避難訓練	・日商 P C 検定
5	・個別参観、懇談 ・就職相談		文書作成 データ活用
6			プレゼン資料作成
7			・日商簿記検定初級
8	・就職相談 ・夏期休暇 (8/11~8/20)		・日商簿記検定
9	・修了式(OA 実務科)		・日商電子会計実務 検定
1 0	・運動会		
1 1			. 口 长桂扣加 四
1 2	<ul><li>・人権研修</li><li>・選考試験(実務作業科)</li><li>・冬期休暇(12/28~1/4)</li></ul>		・日本情報処理 検定協会 日本語ワープロ検定
1			
2	・選考試験(OA 実務科)		
3	・修了式 (OA 実務科、実務作業科) ・春期休暇(3/27~4/未定)		

# 14 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う措置・対応

令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、ワクチン接種や新たな変異株の発生など日本全体が大きな影響を受ける中での運営となりました。感染症法上の位置

づけが令和5年5月に「2類相当」から「5類」に移行し、マスクの着用については屋内外を問わず個人の判断に委ねられますが、当センターを利用している訓練生は重症化リスクの高い訓練生が多く存在します。他者との距離の充分な確保や大きな声での会話を控えるなどの工夫が困難な場面ではマスクの着用について協力を求め、今後感染症についての情報取得を正確・迅速に進めて、引き続き感染対策を実施します。

# 7 摂津市立第1児童センター

#### 1 運営方針

児童センターは児童福祉法第40条に規定される児童の福祉施設です。数ある児童福祉 施設の中でも唯一子どもの意思で利用できる施設であり、その運営には常に子どもが中心、 主人公であることが求められます。子ども達の声を聴き感染症対策も含め安全安心を保障 する居場所として事業を展開していきます。昨今、児童センターを取り巻く環境は子育て世 代の留守家庭が多く待機児童が増加しており、地域における子ども達の居場所としてその ニーズに応えるべく試行的に留守家庭児童などを対象に学校より直接来館することを認め るランドセル来館を実施します。また学校休業日である土曜日や夏休み、冬休み、春休みな どに留守家庭で孤食となる子どもが昼食を取れるようにするランチタイム事業を試行実施 します。これらの事業により子ども達にとって家庭、学校そしてサードプレイスとして放課 後の居場所を確保し孤食の解消に努めます。 5年度も"挑戦"をキーワードとして子ども達 が様々な事にチャレンジできるような行事や取り組みを進めます。ギネス世界記録の達成 を目指します。けん玉では小学生日本一に挑戦します。クラブ活動の成果発表として館内事 業のみならず館外での催しに積極的に参加していきます。 これらをはじめ、日常や行事にお いても新しい事に挑戦し、乗り越えていく姿は他児にとっても刺激や憧れとなり活動がよ り活性化されていきます。その経験は自信となり自らの世界を拡げていきます。これらの姿 をホームページや SNS を通じて頻回に発信していきます。乳幼児プログラムでは利用ニー ズの低年齢化に伴い内容の見直しを図ります。乳幼児保護者は子どもの発達について関心 とともに悩みや不安を抱えがちです。そこで新たな取り組みとして法人内の児童発達支援 センターの作業療法士、言語聴覚士による相談の機会を設けます。療法士による専門的アド バイスにより悩みや不安の解消に努めます。「子ども食堂」については再開の可能性を見極 め実施し、法人の社会貢献事業としてより充実させていきます。また摂津市において鳥飼地 区に建設が予定されている児童センターを併設する複合施設については第1児童センター との連携、ノウハウを共有できることが他事業所に対する強みであり、そこを意識しての事 業運営に努めます。

# 2 事業内容

#### (1) 主催事業

ア 年間主要行事 (別掲)ウ クラブ活動 (別掲)エ 親子プログラム (別掲)

#### (2) その他の事業

・地域交流・社会参加

大阪人間科学大学子ども教育学科との事業連携を行い、学生が乳幼児親子プログラムに参画します。プログラムの拡充を図るとともに、保育実習の機会として未来の保育者

養成に携わります。

· 多世代交流事業

身体障害者・老人福祉センターと協力して、子ども、高齢者、障がい者が楽しく交流できる事業を実施します。法人内各施設にも参加を呼びかけます。

· 連携事業

学校や地域の関係団体との連携・協力を図り一中校区地域教育協議会(すこやかネット) の地域連携事業で事務局、会場として中心的役割を担っていきます。

情報発信

事業などの情報については従来より市広報、センターニュース、ポスター、チラシで発信しています。また SNS の普及に伴い、ホームページや LINE、Facebook、Instagram を活用し、最新の情報発信に努めます。

· 移動児童館事業

別府コミニュティセンターでのエントランス提案事業の定例実施や遠方の小学校の学 童保育室を中心にけん玉出張認定を実施します。

・乳幼児絵本貸出事業 乳幼児対象の絵本の貸し出しを行います。

• 相談事業

児童相談及び育児相談等、関係機関との連携・協力を図ります。

- ・中学生を対象にした職種体験事業に参加協力します。
- ・摂津小学校学校協議会に協議員として参画します。
- ・特別使用

児童発達支援センターの「くまさん親子教室」の実施や育児サークル活動団体等に部屋 の貸し出しや活動を援助します。

・ボランティアの育成

親子プログラムや行事、日々のボランティアを受け入れていきます。また LINE を活用 しボランティアとの連絡を活性化させ、参加しやすいよう取り組んでいきます。

・子どもの意思尊重

「かんちょうちょっときいて~な!!」で子ども達の要望を聞き返答していきます。それらは事業等に反映し、子ども達自身が作る【居場所】としての児童館にしていきます。また乳幼児親子に対してはアンケートを実施し、取り入れてほしい内容等、その時のニーズに合ったプログラムを行っていきます。

# 3 各種会議

- ・施設連絡会議(月2回)
- ・運営委員会(定例年2回及び随時)
- ・ボランティア連絡会議(随時)
- ・行事実行委員会(随時)
- ・職員会議(随時)
- ・子どもスタッフ会議(定例月1回及び随時)

# 4 災害防止対策

災害(火災・地震等)の際には、特に配慮を要する児童及び乳幼児が利用していることから、 安全の確保を第一とした防災訓練を実施します。

# 5 防犯対策

不審者侵入等の緊急時における子どもの安全確保をするための訓練を実施し、組織体制 の確認をするとともに、侵入者への対応の仕方や牽制方法の習得、職員や子どもの安全意識 の高揚を図ります。

### 6 事故防止対策

日々の環境整備や遊具等の点検を実施し、年1回専門業者による遊具点検を行います。

# 7 苦情解決システム

苦情受付の窓口を作り、苦情に対しては、誠意を持って公正な解決に努めます。

### 8 個人情報保護

個人情報管理規程に基づき個人情報を保管しているロッカー等については全て施錠し、 館外へ持ち出しません。

# 9 虐待防止対策

日常より子どもの心身の状態や家族の態度などの観察、情報収集に努め、必要により専門 機関と連携して対応します。

# 【主催事業】

### ア 年間主要行事

月	行事名	対象者	内容
4月	児ーセンまつり	全利用者	全館を使用したまつ
			り。模擬店・ゲームコ
			ーナー・バザー等。
5月	母の日クラフト	事前申込要:小学生	母の日のプレゼント
			づくり。

	新1年生歓迎会	小学生	全学年であそびを楽
			しむ。
6月	父の日クラフト	事前申込要:小学生	父の日のプレゼント
			づくり。
7月	七夕 de ウィーク	全利用者	笹飾りや七夕にちな
			んだあそびの実施。
	夏まつり	全利用者	各室にあそびなどを
			配置した夏のイベン
			١.
8月	どろんこあそび	小学生	園庭を利用したどろ
			んこあそび。
	Nature くらぶ (8~9月)	事前申込要:	自然体験事業として
		小学生3~6年生	デイキャンプを実施。
			自分達で内容を企画・
			運営。
	乳幼児ウォーターランド	乳幼児親子	水あそびと館内テー
			マに合わせたあそび
			の設定。
9月	月見 de ウィーク	全利用者	館内展示や月に関す
			るクイズラリー、天体
			観察の実施。
	体力測定	全利用者	遊戯室に反復横跳び
			や立幅跳び等を設置
			し、子どもたちの体力
			向上を目指す。
10月	ハロウィンイベント	クラフトのみ	館内装飾やお菓子箱
		事前申込要:全利用者	づくり (クラフト) の
			実施。
11月	クリスマスクラフト	事前申込:小学生	リースやツリーなど
			のクラフト。
12月	クリスマス会	1部・全利用者	1部・リコーダークラ
		2部・事前申込要:小学生	ブやクリスマスキャ
			ストによるショー。
			2部・キャンドルサー
			ビスなどのパーティ。
	乳幼児クリスマス会	事前申込要:乳幼児親子	職員による出し物や
			みんなでダンスなど。

		1	
1月	お正月 de ウィーク	全利用者	お正月昔あそびの貸
			し出しや書初めなど。
	お正月クラフト	事前申込要:全利用者	お正月にちなんだク
			ラフトの実施。
2月	節分イベント	全利用者	節分豆知識の掲示や
			豆まきの実施。
	バレンタインチョコづくり	事前申込要:小学生	手作りチョコレート
			づくり。
	Jステージ	全利用者	けん玉クラブ・リコー
			ダークラブなどの成
			果発表と鑑賞行事。
3月	乳幼児ランド	乳幼児親子	消防訓練の実施と館
			内テーマに合わせた
			あそびの設定。
	多世代交流会	全利用者	多世代交流事業。
	お別れお楽しみ会	小学生	全学年が一緒に楽し
			めるあそびの実施。

上記以外については申込制による定員を定めて実施する行事と来館者が誰でも参加できるような取り組みを行っていきます。またアンケートを実施しながら、利用者のニーズに合わせた事業内容に取り組んでいきます。

# イ あそびプロジェクト

① 月間あそびグランプリ

月ごとに違う遊びを提案し来館者が誰でも挑戦できるようにします。月間王者を 決めて順位でポイントを競い年間王者を目指していきます。

② ○○**炒**Day

折り紙やぬりえ、トランポリン等日々のあそびに変化をつけて、誰もが気軽に楽 しめる、いつ来ても楽しい児童センターに向けて取り組みます。

# ウ クラブ活動

曜日	クラブ活動	内 容
金	おもしろくらぶ	3 才から就学までの親子を対象にしたクラブ活動。8 回制プログラム構成で春、秋の2回実施。 運動遊び、クラフト、バス遠足など※定員…各期20組
木	けん玉クラブ	小学 2 年生から 6 年生対象。けん玉の持ち方からけん 玉道 級・段位の取得をめざし集中力、持続力を養う。

	他校区、異年齢のつながりを育む。こどもフェステバ
	   ル、文部科学大臣杯など大会へ参加し活動の成果発表
	   や経験の機会を増やす。
	   ※定員…前期・後期共 15 名
	小学 2 年生から 6 年生対象。ラケットの持ち方から試
卓球クラブ	   合ができるまで指導。 他校区、 異年齢のつながりと協調
	  性を育む。技術、体力を身に付ける。対外試合への参加。
	※定員…前期・後期共 15 名
リコーダークラブ	小学2年生から6年生対象。5種のリコーダーを使って
	のオーケストラ演奏。
	  演奏技術、他校区、異年齢のつながりと協調性を育みま
	す。対外演奏への参加。
	※定員…前期・後期共 15 名
クリスマスキャスト	全学童対象。ダンスなどの活動を行い、児童センター行
	事のクリスマス会などでの発表や対外的なイベントへ
	の参加を図ります。   ※定員…年間 15 名
子どもスタッフ	小学 4 年生から小学 6 年生が対象。毎月第 1 土曜日に
	   こどもスタッフ会議を実施。子どもの意見で行事の企
	   画、運営に関わる。 児童センター利用児のリーダー的存
	   在として将来的にも地域のリーダーとして活躍できる
	よう関わります。
	※定員…10 名程度
	リコーダークラブ

# エ 乳幼児親子プログラム

曜日	プログラム	内容
火	PukuMuku	6ヵ月~2歳対象
		スキンシップあそびや手あそびの実施、コーナーあそび
		の他、児童発達支援センターと協働し保護者支援として
		不定期に OT や PT による育児相談を実施。
木	わくわくパーク	乳幼児親子
		遊戯室に乳幼児向けのおもちゃや遊具を設置し、自由に
		遊べる環境を設定。
金	ひよこちゃんよっと	3歳~対象
	いで	毎回プログラム設定を行い、親子で楽しめるあそびを実
		施。

# 8 摂津市障害者総合支援センター

# I 摂津市障害者総合相談支援センター「ウイング」

#### 1 運営方針

# (1) はじめに

相談支援は、大きく分けて三層構造になります。一つ目は、基本相談支援を基盤とした計画相談支援、二つ目は、市町村が実施主体となる一般的な相談支援である障がい者相談支援事業(地域生活支援事業の必須事業)、三つ目が地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発などを担う機能である基幹相談支援センターになります。

令和5年度の事業については、当センターが担うべき基本的事業を継続しつつ、重点策としては、昨年度に引き続き「次世代を見据えた人材育成」「地域における相談支援の中核的な機能をもつ基幹相談支援センターとして行う人材育成や地域支援の充実」「新型コロナ感染防止対策」「法人相談支援部門の充実」と法的に整備が義務付けられている「感染症発生時及び自然災害発生時の業務継続計画(BCP)の作成」を上げます。

# (2) 基幹相談支援センター及び計画相談支援、障がい者相談支援事業

基幹相談支援センター事業については、三障がい対応の初期相談窓口としての機能や権利擁護・虐待防止、地域移行支援の取組み、相談支援事業者への専門的助言支援、相談支援従事者養成研修新カリキュラムにおける実地研修の受け入れなどの人材育成や地域支援を実施し、障がいのある人が地域で自分らしく、安心・安全に生活を送っていくために必要な地域での支援体制の整備を地域共生社会の構築も指向しながら行っていきます。

また、障がい児の健全な発達が保証されるための地域の支援体制のネットワーク化や専門的支援のコーディネート機能、医療的ケアを必要とする障がい児者への支援体制の整備など市立児童発達支援センターをはじめとした専門機関への後方支援やそれらを検討する場でもある自立支援協議会の運営事務局を担っていきます。

地域生活支援事業の障がい者相談支援事業(市委託事業)については、個別支援において、 福祉サービスや医療等にかかる相談が多い一方、障がい当事者への虐待や権利侵害案件、成 年後見制度の利用に関する相談、発達障がい者や精神障がい者の特性から求められる継続 的な不安の傾聴や混乱した状態に対しての助言などが増えています。

令和5年度については、相談支援専門員が受け持つ標準取扱件数や報酬加算の要件、基幹相談支援センターとしての機能強化等を考慮し、管理者兼基幹相談支援センター業務担当の主任相談支援専門員1名と計画相談支援担当の相談支援専門員6名(うち1名は、主任相談支援専門員資格所持)の計7名配置とします。

さらに、近い将来に世代交代が見込まれており、培ってきたサービスの質の維持向上をめ ざしていくためにも専門職と位置付けられている相談支援専門員の人材育成を重点策とし、 外部研修の計画的な受講と管理者である主任相談支援専門員による相談支援専門員のキャ リアパスに沿った助言・指導を継続します。

#### 2 事業内容

(1) 障がい者相談支援事業(摂津市地域生活支援事業で市からの委託事業。対象は、障がい者)

平成18年度より実施してきた事業で障がい者や家族等に対して、電話や来所、家庭訪問などにより下記の支援を行います。

福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための 支援、ピアカウンセリング、権利擁護に必要な支援、専門機関の紹介、地域自立支援協 議会などへの参加

(2) 摂津市基幹相談支援センター等機能強化事業(摂津市地域生活支援事業で市からの 委託事業)

三障がいを対象とした相談支援拠点の設置によって専門的な相談支援等を要する困難事例への対応や人材育成として地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対して専門的な指導、助言及び相談支援従事者養成研修新カリキュラムにおける実地研修の受け入れを行います。また、長期入所・入院者の地域移行推進や自立支援協議会の運営などと摂津市障害者介護給付費等支給審査会審査委員の委嘱を受け審査会に出席します。

令和3年3月に開始された摂津市地域生活支援拠点等事業における「相談機能」を当センターが主に担いつつ、「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」については、摂津市障害者地域自立支援協議会や当センター(基幹相談支援センター)機能を活用しながら後方支援を行います。

#### (3) 計画相談支援(国事業・市指定)

障がい者や障がい児(障害者総合支援法のサービスのみを利用する児童)及びその保護者が希望する生活が送られるように本人中心の支援計画をケアマネジメント手法を活用して作成し、きめ細やかな支援を行います。

- ① サービス利用支援(サービス等利用計画作成)
- ② 継続サービス利用支援(モニタリングの実施)

なお、当センターは、相談支援機能強化型体制 I (サービス利用支援 1, 8 6 4 単位/件、継続サービス利用支援 1, 6 1 3 単位/件) と行動障害支援体制加算(3 5 単位/件)、要医療児者支援体制加算(3 5 単位/件)、主任相談支援専門員配置加算(1 0 0 単位/件)を受けています。

### (4) 地域相談支援(国事業・府指定)

# ① 地域移行支援

障がい者支援施設等の施設に入所している障がい者または精神科病院等に入院している精神障がい者、矯正施設を退所する障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与します。

# ② 地域定着支援

居宅において単身等の状況において生活する障がい者に対して、当該障がい者との 常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談 その他の便宜を供与します。

# (5) 大阪府障がい者相談支援アドバイザー派遣事業 (大阪府事業)

都道府県地域生活支援事業のひとつで、府から委嘱を受けたアドバイザーとして、地域のネットワーク構築や相談支援体制の向上等に向けた指導・助言等の広域的支援を行います。

## (6) 障がい支援区分認定調査調査員

認定調査員は、障がい福祉サービスの支給申請のあった本人及び家族等と面接をするとともに、三障がい共通の調査項目等に基づき認定調査を行います。あわせて、サービス利用意向聴取及び家族状況等の概況調査を行い、必要に応じて相談も受けていきます。

# (7)会議室(貸室)の運営

市内障がい福祉事業所や当事者団体の活動を支援する等の目的で会議室の貸室事業を継続します。必要に応じて基幹相談支援センター等機能強化事業として当事者団体等の 定例会に参加し、助言や情報提供を行います。

#### 3 専門性の向上

相談支援専門員は、相談援助技術や地域援助技術、各種法制の理解、プレゼンテーション力などの社会福祉をはじめとした広範囲な領域にわたる知識や技術が必要となる専門職になります。近い将来に世代交代が見込まれており、培ってきたサービスの質の維持向上をめざしていくためにも専門職と位置付けられている相談支援専門員の人材育成を重点策とし、外部研修の計画的な受講と管理者である主任相談支援専門員による相談支援専門員のキャリアパスに沿った助言・指導を行います。

また、地域支援の一環として、自立支援協議会相談支援部会において相談支援の質的向上 に向けた取り組みや相談支援従事者養成研修における実地研修(インターバル研修)の受け 入れを行います。

# 4 相談支援体制の整備及び広報活動

摂津障害者生活支援センター「はあねす」(身体障がいの方及びその家族)や相談支援事業「あしすと」(精神障がいの方及びその家族)、茨木・摂津障害者就業・生活支援センター、市立児童発達支援センターや障がい福祉サービス事業所、専門機関、各種団体等と連携して相談支援体制の充実を図ります。

また、当センターのホームページを活用し、利用者や地域に対して情報発信を積極的に実施していきます。

### 5 支援体制の整備

日中活動の場を利用している方、就労している方を対象に、相談しやすい環境を作るとと もに、必要な支援を行います。

#### (1) サービス提供日と時間

月曜日~金曜日の8時45分~17時15分(土・日・祝休) ただし、第1土曜日のみ通常開所

### (2) 人員体制

相談支援・・・管理者兼主任相談支援専門員 1名、相談支援専門員 6名(うち1名は、主任相談支援専門員資格所持)

# (3) 夜間休日対応

基幹相談支援センター業務として、また、計画相談支援の相談支援機能強化型体制 I の要件として、利用者や家族の急病、災害時の緊急相談の受け入れとして 2 4 時間体制での相談窓口設置が義務付けられており、すでに休日と夜間には、携帯電話での相談窓口を整備しています。夜間休日における緊急相談の例示と携帯電話番号は、当センターのホームページで公開しているほか、相談支援利用者に対しては、契約時に説明しています。携帯電話は、2 台整備し、管理職員が通年、所持しており、緊急相談対応マニュアルを整備しています。現状では夜間休日の緊急相談は、平均、月に 2~3回程度で電話による支援や関係機関・事業所との電話連絡で解決することがほとんどで職員が現場に赴くことは、数年に一度程度です。

#### 6 中立公平性の確保

相談支援という性質上、利用者のニーズに対して偏りなくサービス調整の実施と提供を 行います。利用者に対しては、もちろんのこと、関係機関、事業所に対しても中立公平な立 場を堅持します。

また、摂津市障害者相談支援事業の受託という市の代行者としての業務を遂行することの意味から地方公務員法第30条(住民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する)への準拠や障害者総合支援法第87条基本指針の第1の三(地域の実情に応じ、中立・公正な立場で適切な相談支援が実施できるような体制の整備を図る)を遵守し、特に高い中立公平性を確保しながら、常に社会的責任、社会的要請を意識し、人権を尊重した支援を行います。

# 7 秘密保持と個人情報の保護

利用者等の秘密保持と個人情報保護を次に掲げるとおりとします。

サービスを提供する上で知り得た利用者及び保護者、家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。さらに、サービスを円滑に提供するため、他の障がい福祉サービス事業者等との情報の共有が必要な場合がありますがこの場合においても利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で用いる等、利用者の個人情報を他の障がい福祉サービス事業者等に提供しません。また、利用者の保護者、家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限り、利用者の保護者、家族の個人情報を他の障がい福祉サービス事業者等に提供しません。

#### 8 虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者と虐待防止マネージャーの選定を行います。
- ・成年後見制度の利用支援を行います。
- ・苦情解決体制の整備を行います。
- ・法人の虐待防止マニュアルに沿って、職員は虐待防止を啓発・普及するための研修 に参加して人権意識の向上や技術の向上に努めるとともに、支援の遂行にあたって の悩みや苦労を相談できる体制を整え、利用者等の権利擁護に取り組める環境整備 に努めます。
- ・相談支援の究極の目的は、権利擁護にあり、サービス等利用計画利用者中心支援計画 となるように適切な支援の実施に努めます。

なお、平成24年10月以降の障害者虐待防止法の施行に伴い、障がい者支援の事業者として、法律に規定する責務を果たします。

#### 9 苦情の受付と利用者からの評価を受ける体制

利用者からの苦情に至るプロセスは、「質問・問い合わせ⇒希望・要望⇒請求・苦情⇒責任追及・訴え」となります。苦情の発生には、理由があり、それに至るプロセスは、「インシデント(ヒヤリハット)⇒アクシデント」となり、利用者の不利益やトラブル、事故につながります。

福祉サービス提供者として支援の質や量を拡げるとマイナス面としてリスクは付きまとうものでサービス提供時には、消極的な姿勢にもなりがちです。より質の高いサービスを提供することによって多くの事故が未然に回避できるという考え方(クオリティー・インプルーブメント)で取り組むべきで、そのためには、未然防止と発生時のセーフティーマネジメント(安全管理)の視点を重視していきます。

#### (1) 予防的措置

事前にリスクを回避するための措置を講じます。具体的には、日々の支援記録を職員全員で共有し、支援の中で潜んでいるインシデントに気づき、改善策を職員全員で共有します。

ヒヤリハットについては、ヒヤリハット記録を作成して原因と改善策を明らかにします。

特に個人情報を多数取り扱う業務になるので個人情報の漏洩防止については、引き続き、多重の施錠や個人情報の持ち出しの厳禁を維持します。

# (2) 事後的措置

利用者の不利益やトラブル、事故が起こったときは、応急対応の後に事故記録を速やかに作成して当事者や家族、法人や市、関係者に報告し、原因分析と改善策を導き出し、改善に向けた取り組みを行います。必要に応じて法人顧問弁護士等の専門家に相談し、損害賠償が必要な時は、法人で加入している賠償・傷害保険の適応になります。

サービス内容等に対する苦情については、利用者からの苦情解決の取り組みに関する 実施要綱に基づいて対応します。

#### 10 相談支援統括者

令和2年4月1日付で当センターの施設長が「相談支援統括者」としての辞令を受け、法 人内の相談支援各部門における支援体制の整備や人材育成として支援会議等に参加しまし た。

当センターの相談支援部門(ウイング)には、週1回の支援会議に、就業・生活支援センターと児童発達支援センターには、月1回程度の支援会議に参加して人材育成に努めていきます。

#### 11 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う措置・対応

新型コロナウイルス感染症に対するハード面の環境整備としては、令和2年7月に感染予防策として改修工事を実施し、令和3年度には、自動検温・手指消毒器や二酸化炭素濃度測定器の設置を行い、さらに、職員が感染者または、感染が疑われる利用者宅を止むなく家庭訪問等を行う時に必要な感染防護衣類等(ヘアキャップ、防護服、ゴーグル、ゴム手袋、シューズカバー、マスク、消毒液)を用意するとともに、職員に対する防護衣類等の着脱訓練を実施しています。

ソフト面では、当センターホームページを活用した支援の対応や府知事から府民への要請内容、注意喚起等の情報発信と来所者に対する健康チェックカード記入やマスクの着用のお願い、緊急事態宣言下等においての対面支援の休止等の周知を行いました。

職員の対応としては、法人の「新型コロナウイルス感染防止のための職員行動指針」をも

とに当センター独自の職員感染予防指針や職員に感染者等が発生した場合の対応マニュアルを作成し、行動履歴書作成を継続しています。月初めには、職員に対して職員感染予防指針に沿った自己評価票の提出を求めており、さらに、法人内の居住系サービス施設・事業所で感染者が発生したときの当センター職員による応援体制も構築しました。

地域への対応としては、摂津市障害者地域自立支援協議会において、感染者等の人権を守りながら、感染拡大の防止を目的に感染者等の情報を関係者で共有する「新型コロナウイルス感染者等の情報共有システム」を構築しており、当センターが事務局を担っています。

# II 茨木・摂津障害者就業・生活支援センター

### 1 運営方針

障害者就業・生活支援センターは、就職を希望されている障がいのある方、あるいは在職中の障がいのある方や家族の方が抱える不安や困っていることに応じて、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を実施します。

身近な地域で、雇用・保健福祉・教育等の関係機関や事業所との連絡の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練・職場実習のあっせん、職場定着支援等、障がい者の職業生活における自立を図るために必要な相談・支援を行います。

また、令和4年6月に実施された国の労働政策審議会障害者雇用分科会から、障害者就業・生活支援センターは、基幹型の機能を果たす機関として、地域の支援ネットワークの強化、充実を図ることが必要で地域の支援機関に対するスーパーバイズや困難事例に対応するという役割を求める意見書がまとめられました。さらに、法人内の就労支援施設との連携の充実をめざし、法人として、就労支援部門の強化に向けた一翼を担います。

令和 5 年度の事業については、当センターが担うべき基本的事業を継続しつつ、重点策としては、①「法人内就労支援部門との連携強化」 ②「基幹型機能を果たすべき機関としての専門性の向上」 ③「次世代を見据えた人材育成」 ④「関係機関とのネットワーク体制の充実」 ⑤「サービスの質の向上」 ⑥「新型コロナ感染防止」を上げます。

なお、職員配置については、主任就業支援ワーカー1名、就業支援ワーカー3名、生活支援ワーカー2名の計6名の配置が必要となっています。

#### 2 法人内就労支援部門との連携強化

従来、当センターと摂津市障害者職業能力開発センターせっつくすのき、摂津市立ひびきはばたき園で法人内就労支援会議を実施し、情報共有や法人としての就労支援の強化等を目的に実施してきました。また、摂津市障害者職業能力開発センターせっつくすのきの訓練生のなかには、当センターの支援対象者が複数名存在していることから、令和4年度から効果的な職場定着支援の実施や障がい者雇用情勢等についての協議を毎月実施しています。これらの取組みを強化していきます。

3 基幹型機能を果たすべき機関としての専門性の向上、次世代を見据えた人材育成 就業・生活支援センター従事者に対しては、専門資格の取得や実務経験等の条件がありま せんが三障がいへの対応や多様なニーズへの対応など障がい当事者に対する支援で必要な 就労や生活に対する幅広い知識や相談援助技術、ネットワークづくりをはじめとしたソー シャルワーク手法等の獲得が求められ、さらに地域の就労支援機関・事業所や障がい者を雇 用する企業に対する支援も求められています。そのためには、職員の専門性の向上が必要に なり、従来積み上げてきた支援実績を基礎に時代のニーズに応じられるように、外部研修の 受講や週1回の内部会議の継続、2か月ごとに実施する内部研修、スタッフ内での随時の情 報共有や当センター独自のキャリアパスを作成し、それに沿ったスーパービジョンや研修 を実施しながら、専門性の向上や業務の効率性の向上に努めます。

#### 4 関係機関とのネットワーク体制の充実

支援センターの業務遂行上、摂津市と茨木市の2市を一つの圏域としているため、両市をはじめとする関係機関、事業所との密接な連携は不可欠であり、幅広い機関に対して支援センターの活動の周知を図りつつ、理解と協力を求めるため全体の運営会議を年1回開催します。また、摂津市、茨木市の障がい者自立支援協議会や各種ネットワーク会議、大阪府域や北摂地域の就業・生活支援センター連絡会への参画、さらに支援学校運営協議会委員に就任し、就労支援、生活支援におけるネットワーク体制の強化に努めます。

# 5 サービスの質の向上

# (1) サービス提供体制の充実

就労している利用者が相談しやすい環境を作ることを目的に、引き続き第 1、3 土曜日を 開所日とします。

# (2) 利用者支援の充実(個別支援計画作成とアセスメントの充実、情報提供)

#### ①支援の充実

利用者の増加に伴い、障がいの多様化が進んできています。それぞれの障がいに応じた支援の実施のために専門研修の受講や内部会議による支援方法の見直しの機会等を設けつつ、支援方針や支援内容を明確化した当センター独自の個別の支援計画やアセスメント票の様式を作成しています。今後、それらの利用者への導入を随時、進めてまいります。

また、当センターの利用希望者は、就職活動等の具体的な支援を行う前にガイダンスに参加して支援内容を理解していただき、支援を希望された方にサービスを提供します。その後、利用者のアセスメントを行い、必要に応じてハローワークと連携しながら職業準備訓練や職場実習などの就労前訓練の導入、求職活動の相談や動向等を行います。利用者によっては、一般就労したいという意欲はあるものの、生活リズムが確立できていない人や一般就労時に求められる力が未獲得の人、力があっても不安が高い人などがおられ、一般就労への気持ちと社会が求める能力等とのミスマッチが生じている方も少なくありません。試行事業として法人内の施設での職場体験を通して、利用者の経験値アップはもちろん、面談では把握できない作業能力等を知ることができる機会として位置づけ、今後の支援に活かしていきたいと考えます。

# ②利用者への情報提供

当センターの機関紙(年3回発行)やホームページを活用し、利用者や地域に対して情報発信を継続していきます。

# 6 事業内容

# (1)個別支援

支援を必要とする障がい者に対して月1回実施しているガイダンスに参加していただき、 当センターのサービス内容を理解していただいたうえで登録手続きに入ります。個別面談 にてアセスメントを実施したうえで支援計画を作成し、各関係機関や事業所との連絡調整 を行います。利用者のニーズに沿った就労・生活面の助言や指導を行い、必要に応じて職業 評価を第三者機関にて実施したり、基礎訓練の実施やハローワークとの連携による各種就 職支援制度・サービスの活用を行います。

就職後の職場定着支援として利用者個別に対する会社訪問や来所相談を実施したり、新型コロナ感染症の感染拡大状況等を考慮しながら交流会や講演会を開催して利用者同士の親睦の場を設けていきます。

# (2) 事業主等に対しての助言

雇用企業、事業所に対して随時懇談を行い、信頼関係を築きながら、障がいの特性やコミュニケーションの取り方、虐待防止、差別解消など必要な情報提供を行います。さらに、就労支援機関・事業所に対しても必要に応じて就労や生活支援にかかる助言等を行います。

#### (3)各種障がい者関係機関との連携

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいの支援関係機関、事業所と連携し、広 く情報交換などを行います。

# 7 秘密保持と個人情報の保護

サービスを提供する上で知り得た利用者及び保護者、家族の秘密、個人情報、利用者が 就労する事業所における企業秘密及び担当者の秘密、個人情報については、正当な理由なく 第三者に漏らしません。

また、サービスの円滑な提供のためにやむを得ず関係機関等との間に情報の共有が必要な場合においても、利用者の同意を得られない限り個人情報を提供しません。

平成 29 年度から相談支援ソフトを導入し、個人情報の管理の安全性を高めています。

# 8 苦情解決について

利用者からの苦情に至るプロセスは、「質問・問い合わせ⇒希望・要望⇒請求・苦情 ⇒責任追及・訴え」となります。苦情の発生には、理由があり、それに至るプロセス は、インシデント(ヒヤリハット)⇒アクシデントとなり、利用者の不利益やトラブル、 事故につながります。

福祉サービス提供者として支援の質や量を拡げるとマイナス面としてリスクは付きまとうものでサービス提供時には、消極的な姿勢にもなりがちです。より質の高いサービスを提供することによって多くの事故が未然に回避できるという考え方(クオリティー・インプルーブメント)で取り組むべきで、そのためには、未然防止と発生時のセーフティーマネジメント(安全管理)の視点をもって臨みます。

### ① 予防的措置

事前にリスクを回避するための措置を講じます。具体的には、日々の支援記録を職員 全員で共有し、支援の中で潜んでいるインシデントに気づき、改善策を職員全員で共 有します。

ヒヤリハットについては、ヒヤリハット記録を作成して原因と改善策を明らかに します。特に個人情報を多数取り扱う業務になるので個人情報の漏洩防止について は、引き続き、多重の施錠や個人情報の持ち出しの厳禁を維持します。

# ② 事後的措置

利用者の不利益やトラブル、事故が起こったときは、応急対応の後に事故記録を速やかに作成して当事者、家族、法人や市、関係者に報告し、原因分析と改善策を導き出し、改善に向けた取り組みを行います。必要に応じて法人顧問弁護士等の専門家に相談し、損害賠償が必要な時は、法人で加入している賠償・傷害保険の適用になります。

# 9 虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために必要な措置を講じます。

- ・虐待の防止に関する責任者の選定を行います。
- ・成年後見制度の利用支援を行います。
- ・苦情解決体制の整備を行います。
- ・法人の虐待防止マニュアルに沿って、職員は虐待防止を啓発・普及するための 研修に参加して人権意識の向上や技術の向上に努めるとともに、支援の遂行にあた っての悩みや苦労を相談できる体制を整え、利用者等の権利擁護に取り組める環境 整備に努めます。
- ・利用者が勤務する事業所において、虐待が確認された場合は、速やかに市障害福祉課 及び大阪労働局・府自立支援課、労働基準監督署に通報し、指示を受けた上で適切に 対応します。

なお、平成24年10月以降の障害者虐待防止法の施行に伴い、障がい者支援の事業者と して、法律に規定する責務を果たします。

# 10 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う措置・対応

新型コロナウイルス感染症に対するハード面の環境整備として、令和2年7月に感染 予防策として改修工事を実施し、令和3年度には、自動検温・手指消毒器や二酸化炭素濃度 測定器の設置を行い、さらに、職員が感染者または、感染が疑われる利用者宅を止むなく家 庭訪問等を行う時に必要な感染防護衣類等(ヘアキャップ、防護服、ゴーグル、ゴム手袋、 シューズカバー、マスク、消毒液)を用意し、防護衣類等の着脱訓練を実施しています。

ソフト面では、当センターホームページを活用した支援の対応や府知事から府民への要請内容、注意喚起等の情報発信と来所者に対する健康チェックカード記入やマスクの着用のお願い、緊急事態宣言下等においての対面支援の休止等の周知を行いました。

職員の対応としては、法人の「新型コロナウイルス感染防止のための職員行動指針」をもとに当センター独自の職員感染予防指針や職員に感染者等が発生した場合の対応マニュアルを作成し、行動履歴書作成を継続しています。月初めには、職員に対して職員感染予防指針に沿った自己評価票の提出を求めており、さらに、法人内の居住系サービス施設・事業所で感染者が発生したときの当センター職員による応援体制も構築しました。